

安曇野市多様性を尊重し合う 共生社会づくり計画の推進状況 についての報告書

令和6年度版

安曇野市

1.本書について

本書は、安曇野市多様性を尊重し合う共生社会づくり条例第9条第2項の規定により、男女共同参画及び多文化共生を推進する施策等の実施状況について、その概要を公表するものです。

2.安曇野市多様性を尊重し合う共生社会づくり計画の推進状況について

安曇野市では、「誰もが輝ける共生社会 安曇野」の実現に向けた取り組みを推進するため、安曇野市多様性を尊重し合う共生社会づくり計画を策定し、令和5年度から実行しています。

安曇野市多様性を尊重し合う共生社会づくり計画の概要

計画の性格と役割

- ・安曇野市多様性を尊重し合う共生社会づくり条例に基づく計画
- ・男女共同参画社会基本法に基づく計画
- ・計画の一部は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律及び配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に基づく安曇野市の計画
- ・ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律」に基づく本市の推進計画。
- ・その他、国「第5次男女共同参画基本計画」「地域における多文化共生推進プラン(令和2年改訂)、県「第5次長野県男女共同参画計画」「長野多文化共生推進指針 2020」、当市「安曇野市総合計画」等各種計画との整合性を図った計画

<計画期間>

令和5年度～9年度(5年間)

施策番号	取組	施策名	ページ	課名	施策の方向性(共生社会づくり計画記載事項)	令和6年度具体的取り組み	令和6年度の取り組みに対する評価・課題等	達成度	令和7年度の取り組み案
1-1-1	拡充	市民を対象とした意識啓発	23	人権共生課	性別による固定的な役割分担意識を払拭し、男女がともに家庭、地域、職場における男女共同参画意識を向上させるため、共生社会づくりフォーラムやパネル展示、共生社会づくり広報紙等を通じた啓発等を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・第3回共生社会づくりフォーラムを開催(7月29日、37人参加)。ワーク・ライフ・バランスをテーマにワークショップを交えた参加型の講座とし、参加者同士で意見の交換や共有を行った。 ・共生社会づくり広報紙「きらり」を年2回全戸配布。 ・男女共同参画週間にワーク・ライフ・バランスをテーマにしたパネルを展示。 	<ul style="list-style-type: none"> ・共生社会づくりフォーラムの満足度は90%と昨年度(60%)と比較し、高い結果となったが、参加人数は昨年度(42人)より下がったため、より多くの市民が参加できる工夫が必要。 ・フォーラムの内容を共生社会づくり広報紙や展示等でも掲示、掲載することで、参加していない多くの市民の方にも見てもらえる工夫を行った。 ・男女共同参画週間には、展示に併せて「家事分担シート」を作成し、家庭内の家事分担割合を見直すきっかけづくりとした。 	○	<ul style="list-style-type: none"> ・共生社会づくりフォーラムを「共生フェスタ」の一つとして、他のイベントと合同で行い、より参加しやすいイベントとする。(令和7年10月4日開催予定) ・男女共同参画週間や国際女性デーなどに合わせ、ジェンダーの課題を知ってもらうきっかけとするパネル展示を行う。
1-1-1	継続	生涯を通じた学習機会の確保	23	生涯学習課		<ul style="list-style-type: none"> ・人権教育推進委員、人権教育指導員合同会議における研修会の実施 ・企業人権教育推進協議会研修会の実施 ・地域人権教育推進協議会における研修会、講演会、人権学習授業参観の実施。 ・地区公民館人権学習会の開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・計画に沿って実施し、関係者に人権について学んでいただいている。 	○	<ul style="list-style-type: none"> ・人権教育推進委員会委員、人権教育指導員合同会議における研修会 ・企業人権教育推進協議会研修会 ・地域人権教育推進協議会における研修会、講演会、人権学習授業参観 ・地区公民館人権学習会の開催
				人権共生課	公民館の講座や、企業における研修等により、生涯にわたって学んでいく機会を確保することで、世代にかかわらず、男女共同参画の意識の向上を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・第2回共生社会づくりフォーラムを開催(8月5日、42人参加)。心のユニバーサルデザインや女性活躍、多文化共生の取り組みについての講演と、「安曇野の共生社会づくりタウンミーティング」と題して参加者同士で意見交換を行った。 ・共生社会づくり広報紙「きらり」を年2回全戸配布。 ・男女共同参画を含む共生社会づくりに出前講座を実施(4回、53人)。 	<ul style="list-style-type: none"> ・共生社会づくりフォーラムの満足度は90%と昨年度(60%)と比較し、高い結果となったが、参加人数は昨年度(42人)より下がったため、より多くの市民が参加できる工夫が必要。 ・フォーラムの内容を共生社会づくり広報紙や展示等でも掲示、掲載することで、参加していない多くの市民の方にも見てもらえる工夫ができた。 ・男女共同参画週間には、展示に併せて「家事分担シート」を作成し、家庭内の家事分担割合を見直すきっかけづくりとし、若い層へ向けての啓発につなげられた。 ・出前講座の回数は昨年度(7回、123人)より減っているが、市民に向けて共生社会づくりへの理解を深める機会の創出にはつながっている。 		<ul style="list-style-type: none"> ・共生社会づくりフォーラムを「共生フェスタ」の一つとして、他のイベントと合同で行い、より参加しやすいイベントとする。(令和7年10月4日開催予定) ・共生社会づくり広報紙やバナー展示等を通じ、市民の方に情報を伝え、男女共同参画について考えてもらうきっかけづくりを継続的にやっていく。
1-1-1	継続	男女共同参画の視点に立った幼児期の教育、保育の推進	23	こども園幼稚園課	認定こども園、幼稚園等で、性の多様性や個人の違いにも留意しつつ、性別による固定的な役割分業意識を植え付けないよう配慮し、幼児期の教育、保育を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・保育の中で男児、女児を分けることなく遊べるようにした。 ・制作や遊び等は性別に関係なく好きな色を選択できるようにし、子ども一人ひとりの意思を尊重した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・保育の中で男児、女児を分けることなく遊べるようにしている。 ・名前を呼ぶ場合は、「○○さん」と呼んでいる。 ・折り紙等の色の選択も子ども一人ひとりの意思を尊重している。 	○	認定こども園、幼稚園で性の多様性、個人の違いについて留意し、固定的な観念を植えつけず、一人ひとりの人権を尊重する保育を進めていく。
1-1-1	継続	男女共同参画の視点に立った学校教育の推進	23	学校教育課	児童・生徒の発達段階に応じて社会科、家庭科、道徳、特別活動をはじめ、学校教育全体を通じ、男女が相互に協力し、家族の一員、地域の一員としての役割を果たしていくことの重要性など、男女共同参画の視点に立った教育を推進していきます。また児童・生徒が性別にとらわれることなく、主体的に進路を選択できるよう、職業意識の醸成と進路指導の充実に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒が互いの意見を尊重した学び合いを進めるとともに、自らの学びの歩みを振り返るキャリアパスポートの有効活用、働くことの意義や地域の魅力を実感できるキャリア教育等を推進した。 ・「手作り弁当の日」を設定し、感謝する心、命の大切さを学び、家族の一員としての役割、絆を見つめなおす機会とした。 	<ul style="list-style-type: none"> ・全17小中学校でキャリアパスポートを活用し、各学年に応じた学びを通して、身の回りの仕事や環境・地域に興味を持つことから自身の関心に基づく職業観の醸成など、将来についての考えを深めながら進路選択に繋げた。 ・市内の全中学1年生を対象に、「安曇野市中学生キャリアフェスティバル」を実施。中学2年生の職場体験学習にも繋げられるよう、働くことの意義を考える、地域の大人との交流の機会とした。 ・「手作り弁当の日」は設定時期で食材が異なり、家族と相談することや調理等を通して、家族の一員としての意識や役割、感謝の気持ちをあらためて考える貴重な機会となっている。 	○	<ul style="list-style-type: none"> ・小中一貫のキャリア教育の一環として、キャリアパスポートを活用して学年に応じた学びを継続する。キャリアパスポートに関わって、小学校での調べ学習、中学1年生でのキャリアフェスティバル、中学2年生での職場体験学習など連続した学びを通して、一人ひとりが主体的に進路選択できるよう努める。 ・「手作り弁当の日」を設定し、家族の一員としての自分を見つめ直す機会とする。

施策番号	取組	施策名	ページ	課名	施策の方向性(共生社会づくり計画記載事項)	令和6年度具体的取り組み	令和6年度の取り組みに対する評価・課題等	達成度	令和7年度の取り組み案
1-1-1	継続	推進団体との連携	23	人権共生課	推進団体と連携し、会員が自ら学び、地域の中で把握した課題に対し実践による意識づけを進めることで、男女共同参画社会の形成を促進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・共生社会づくり講座「誰もが安心できる社会とは？」を共催(4月5日、56人参加)し、会員の学びと市民の方への学びの機会とした。 ・11月の「女性に対する暴力をなくす運動」期間に合わせ、性教育講座を実施(11月9日、20人参加)し、市民の方へ啓発を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・共生社会づくり講座の満足度、75.6%。 ・性教育講座の満足度100%。 ・共生社会づくり講座については、平日の昼間の開催ではあったが、多くの人に聞いてもらうことができ、共生社会について考えてもらうきっかけになった。満足度等まだ改善できる点があるため、今後はより伝わりやすいことを意識したい。性教育講座については、参加者は少なかったが、満足度は高かった。必要な人に情報が届けられた。今後は広報を工夫したい。 	△	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、講座や展示等を通じ、市民に向けた啓発を実施することで、会員及び市民の意識啓発を図り、推進団体とともに、男女共同参画やジェンダーに関する課題の共有や改善に向けた取組を進めていく。
1-1-2	拡充	審議会、委員会等への女性の登用	23	行革デジタル推進課	「安曇野市附属機関等の設置及び運営に関する指針」に基づき、審議会、委員会等への女性の登用を促進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・委員選考にあたり、女性委員割合40%以上となるようにインフォメーション等で周知した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・各委員会への女性の登用を促進するため、担当課からの起案があった場合は、指針に基づき登用割合を確認し、基準に満たない場合には再度検討を促した。また、次期改選に向けた対応策を確認した。 	△	<ul style="list-style-type: none"> ・指針に基づき、女性委員割合が40%以上となるよう、引き続き指針の内容について職員等へ周知する。 ・担当課からの起案があった場合は、登用割合を確認し、基準に満たない場合は再度検討を促す。
				人権共生課		<ul style="list-style-type: none"> ・審議会等の女性参画について、担当課と調整し、庁内掲示板にて具体的な対策とともに呼びかけを行い、片方の性に偏りがある場合(4割に満たない場合)には、その理由を明記し、必要に応じて副市長面談を行うこととした。 	<ul style="list-style-type: none"> ・審議会等の女性比率は、26.2%と昨年度と比較して0.9ポイント増加している。庁内掲示板にて周知することで、相談等を受ける機会も増えており、一定の効果は得られているものの、目標値までは、かなり差がある。 		<ul style="list-style-type: none"> ・担当課と連携を図り、「附属機関等委員への女性の登用に関するチェックリスト」を活用した女性登用の具体的なアクションの周知や女性登用の意識づけのため、庁内掲示板等で働きかけを行う。
1-1-2	拡充	女性職員の採用、登用	23	職員課	市では女性活躍推進法に定める特定事業主行動計画に沿って、女性職員の採用、登用について数値目標を掲げ、積極的に取り組みます。	<ul style="list-style-type: none"> ・安曇野市特定事業主行動計画における令和7年度の目標として、管理職の女性職員の割合を15%以上、係長相当職以上30%以上としており、これに向けて女性職員の登用を進めた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和6年4月現在の管理職の女性職員の割合は17.5%、係長相当職以上の割合は28.9%となっている。 	△	<ul style="list-style-type: none"> ・女性職員向け研修を進める等、係長昇任試験の女性職員の受験を促し、引き続き女性職員の登用を進める。
1-1-2	継続	男女共同参画の視点に立った自治会運営に向けた取り組み	24	地域づくり課	持続可能な地域コミュニティ形成のため、社会通念・慣行・しきたり等に対する意識を変え、男女がともに、家庭、自治会に始まるコミュニティに積極的に参加できるよう、女性の積極的登用について啓発・支援等を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・男女問わず区長を誰でも担える仕組みづくりとして、区の負担軽減に取り組んだ。 	<ul style="list-style-type: none"> ・安曇野市区長会では、区長の担い手不足が大きな課題となっており、女性区長の担い手の必要性について話題になることがあった。しかし、各区の役員選出において、男性が担うという風潮の解消が課題である。 	△	<ul style="list-style-type: none"> 取組を継続して実施する。
1-1-2	継続	男女双方の視点を取り入れた防災体制の確保	24	危機管理課	防災に関する計画等の策定や物資の備蓄に女性の視点を反映し、男女共同参画の視点を取り入れた防災・復興の取組について普及、啓発に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・県の計画修正に合わせ、各計画等の見直し・改定に際して、男女共同参画の視点を取り入れた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・各計画等の中で、女性や性的マイノリティの方もニーズの対象に含めることや男女使えるトイレの設置等の配慮を行うこと等を取り入れたことで、災害時の男女共同参画の視点を確保できた。 ・災害備蓄品について、生理用品約9千個及びサニタリーショーツ4百枚を購入した。 	△	<ul style="list-style-type: none"> ・各計画等の見直し・改定に際して、引き続き男女共同参画の視点を取り入れて取り組む。 ・災害備蓄品を購入するにあたって、引き続き女性の視点を取り入れる。
				人権共生課		<ul style="list-style-type: none"> ・危機管理課と情報共有等の連携を意識的に行い、研修等の情報共有を図った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・担当課の企画した講演会等に参加し、女性の視点を取り入れた防災について、知識を深めることができた。 		<ul style="list-style-type: none"> ・災害時の避難所に設置するテントをイベントの際に授乳室として活用することで、関係団体と女性に対する配慮等を検討する。

施策番号	取組	施策名	ページ	課名	施策の方向性(共生社会づくり計画記載事項)	令和6年度具体的取り組み	令和6年度の取り組みに対する評価・課題等	達成度	令和7年度の取り組み案
1-1-2	継続	避難所における男女共同参画の促進	24	危機管理課	国の取組指針や「避難所運営ガイドライン」等を活用し、男女共同参画の視点を避難所運営に取り入れます。	・穂高地域で2回に分けて指定避難所開設訓練を実施。	・穂高地域を対象に、更衣室の配置等男女共同参画の視点を取り入れた指定避難所開設訓練を実施した。8月24日の午前午後2回に分けて実施し、延べ226人が参加した。	△	・市全体を対象とした避難所開設訓練を男女共同参画の視点を取り入れて実施する。
1-1-3	継続	アンケート調査の実施等	24	人権共生課	アンケート調査を5年に一度実施し、市民の男女共同参画の実態を把握するとともに、課題解決に取り組めます。アンケートの結果は男女共同参画計画の施策に反映するとともに、男女共同参画に関する普及啓発に活用します。	なし	なし	×	令和8年の実施に向けて、どのような内容にするのかを検討していく。
1-1-3	継続	目標値に対する進捗管理	24	人権共生課	施策の推進について、可能な限り目標値を設定し、各担当課に目標に対する達成度や施策の進捗をすることで、進捗状況を把握しながら必要な施策の推進を図り、年に一度目標に対する達成度を公表します。	・各課に進捗状況を確認し、表にまとめた。	・庁内に進捗状況の確認をすることで、担当者に対する意識づけの機会となった。	○	引き続き進捗管理を行い、必要に応じ、各課と連携を図る。
1-2-1	継続	「男女雇用機会均等法」「育児・介護休業法」などの関係法制度の周知	26	人権共生課	法制度の広報や啓発活動により、雇用する側も雇用される側も必要な知識を理解し、育児休業を取得しやすい環境づくりを目指します。	・男性育休推進のためのセミナーを取得予定者(年4回)及び会社の管理職向けに行った。	・取得者向けセミナー「オンライン父親学級」参加者39人、満足度及び参考になった割合が100%となっており、内容には満足いただけている一方、参加者が少なく、周知が課題。 ・企業向けの管理職研修においては、庁内の参加者は45人と多く参加してもらえ、満足度90.2%と高かったものの、企業への参加が少なく、広報に課題を感じている。	△	・引き続き、オンライン父親学級及び管理職に向けた男性育休推進セミナーを実施予定。取得者向けの広報では、Xやコドモン、母子モ等子どもに関連している媒体を活用して周知を行う。企業に向けては、各種認証を取得している企業等絞って広報を行う。
				商工労政課		・長野県やハローワーク松本からの情報をHP等で周知に努めた。	・厚生労働省や長野県からの法制度啓発活動のチラシを元にHP等で周知を行った		・厚生労働省、長野県及びハローワーク松本からの情報をHP等で周知に努める。
1-2-1	継続	3歳未満児の保育の充実	26	子ども家庭支援課	子育て中の男女が仕事と家庭を両立するためには、希望に応じて3歳未満児の保育が必要となります。空き教室を活用した受入れや、小規模保育事業所の設置を行い、受け皿の確保を図ります。	なし	・過去に設置された小規模園2園により十分な受け入れ態勢が整い、4月時点の待機児童がなかった。	○	・待機児童を生まないよう状況を注視していく
				こども園幼稚園課		・空き教室を活用した受入れを行った。 ・小規模保育事業所を令和5年度2園、令和6年度1園、新規開設し、3歳未満児の受け皿の確保を行った。	・保育の受け皿を増やすことができた。今後も受け入れ態勢の確保を図っていくことが必要。		・空き教室を活用した受入れ態勢の確保を図っていく。 ・三郷東部認定こども園の新築移転に伴い受け入れ人数を増やすことが可能となる。
1-2-1	継続	ファミリーサポート委託事業の推進	26	子ども家庭支援課	仕事と子育てや介護との選択を迫られることなく働き続け、その能力を発揮していくために、家庭状況による様々なニーズに対応するため、地域の相互援助活動であるファミリーサポート委託事業を推進します。そして、依頼・協力会員の増加に努めるとともに、協力会員のサポート体制強化のため、研修会等により質の維持・向上に努めます。	・安定的な地域の相互援助活動を推進するため、安曇野市社会福祉協議会に事業の委託を行った。 ・協力会員の研修会を年2回開催し増加に努めた。	・放課後児童クラブや子どもの習いごとの送迎を中心に依頼ニーズが高まっており、協力会員確保・サポートに努めている。 ・市のLINEやデジタルサイネージを活用した広報を行った。	○	・引き続き協力会員の増加ができるよう研修会の開催や会員間の情報交換会などを実施する。

施策番号	取組	施策名	ページ	課名	施策の方向性(共生社会づくり計画記載事項)	令和6年度具体的取り組み	令和6年度の取り組みに対する評価・課題等	達成度	令和7年度の取り組み案
1-2-1	拡充	放課後児童クラブの拡大	26	子ども家庭支援課	育児と仕事の両立のため、市内全ての放課後児童クラブで6年生までの受け入れを実現するための環境整備に取り組みます。	・小学校の余裕教室の活用を基本として、クラブ室整備を実施。 ・令和6年度は、豊科東小学校、明南小学校の校内においてクラブ室を整備。	・令和7年4月～ 豊科東小学校:クラブ室増設により6年生までの受入が可能となった 明南小学校:校内クラブ室設置により安全性、利便性向上(学校から距離の離れた児童館まで徒歩移動が不要となる) ・出生数は減少傾向にあるが、共働き世帯、核家族の増加に伴い、児童クラブのニーズは急増している。	△	・児童クラブ:施設整備及びスタッフ確保の両面で受入努力を継続。
1-2-1	継続	障がい児のための福祉の充実	26	障がい者支援課	療育の必要な障がい児に、放課後等デイサービス、日中一時支援事業等を提供し、集団生活への適応、社会との交流促進を進める中で、保護者の負担軽減に繋がります。	・放課後等デイサービス、日中一時支援事業、タイムケア事業等のサービス提供。	支給決定に基づき給付を行い、障がい児が日常生活や社会生活を営むために必要な支援を行っている。 放デイ:4,839件(延件数)、日中一時:7,765時間(使用者52人)、 タイムケア:4759.5時間(使用者35人)(R7.3月末時点)	○	実施を継続。 支給決定に基づき給付を行い、障がい児が日常生活や社会生活を営むために必要な支援を行う。 放課後等デイサービス、日中一時支援、タイムケア等実施。
1-2-1	継続	介護者のための福祉の充実	26	高齢者介護課	介護と仕事の両立のため、介護保険サービスや介護予防・日常生活支援総合事業のサービス充実により、介護者の負担軽減を図ります。	・高齢者が要介護状態になることの予防及びフレイル予防事業の充実。 ・在宅で生活している要介護高齢者等を介護している者をねぎらうための介護慰労金支給事業の継続実施。 ・重度の寝たきり高齢者等の家族の身体的、精神的及び経済的負担の軽減のため、家族介護用品購入助成事業の実施。	・フレイル予防のための介護予防教室や地域での自主活動支援等を実施し、延べ6,948人が参加した。 ・在宅で生活している要介護高齢者等を介護している者をねぎらうための介護慰労金(一人50,000円)を383人に支給した。 ・重度の寝たきり高齢者等の家族の身体的、精神的及び経済的負担の軽減のため、家族介護用品購入助成券を870人に交付した。	△	・産官学民連携した、フレイル予防、口腔機能の向上、栄養改善、認知症予防等となる介護予防教室・イベント等を開催し、住民が自ら介護予防に取り組むとともに、地域の通いの場等につながるよう支援する。通いの場となる自主活動グループの立ち上げを支援する。 ・生活支援体制整備事業を拡充し、地域や民間事業者と連携した高齢者の通いの場を整備する。 ・在宅で生活している要介護高齢者等を介護している者をねぎらうための介護慰労金支給事業を継続して実施する。 ・重度の寝たきり高齢者等の家族の身体的、精神的及び経済的負担の軽減のため、家族介護用品購入助成事業を実施する。
1-2-1	拡充	事業所等への意識啓発	26	人権共生課	企業訪問や共生社会づくり広報紙を通じて、性別等に関わらず、働きやすい環境整備の啓発を行います。	・市推進団体と企業訪問を実施し、共生社会づくり広報紙「きらり」等で企業の現状や工夫を紹介し、市内事業所に周知を図った。 ・共生社会づくり広報紙「きらり5号」のなかで、ワーク・ライフ・バランスを取り上げ、フォーラムでの学びの周知を行った。 ・企業管理職向けに「男性育休推進セミナー」を実施した。	・それぞれの事業を実施後、広報紙等に掲載することで周知の機会を増やす工夫を行うことができた。 ・企業訪問については、訪問先の選定に苦慮している。 ・企業に対して、直接的な意識啓発は難しいものの、広報紙等を通じて周知を図ることが必要。	△	・オンライン父親学級、男性育休推進のための管理職研修等を引き続き実施し、事業所に向けても広報紙等により啓発や働きやすい環境整備についての理解促進を図る。
1-2-1	継続	労働問題等の相談体制の充実及び再就職支援	26	商工労政課	労働条件など就職に結びつく情報提供を行うとともに、労働問題等の相談体制の充実を図ります。また、結婚や子育て、介護などで離職した人の再就職支援のため、ハローワークと連携して支援を行います。	・中信労政事務所、ユニオンサポートセンター、わかもの就職サポート及びしおじり若者サポートステーションに相談業務を依頼し、会場設営を行った。(月に4回実施) ・ホームページ、広報あづみの、及びあづみのFMで情報発信した。	・月4回の就業相談を行い、毎月4~6人ほどの求職者へ支援を行った。 ・広報やホームページ、チラシを見た方からの相談予約があった。	△	・中信労政事務所、わかもの就職サポート、ユニオンサポートセンター及びしおじり若者サポートステーションに相談業務を委託し、市役所本庁舎内で会場設営し、開催する。(月に4回実施) ・ホームページ、広報あづみの、及びSNSで情報発信する。
1-2-1	継続	一般事業主行動計画策定の支援	27	人権共生課	女性活躍推進法が目指す豊かで活力ある社会の実現を図るため、事業者の求めに応じた相談や中小企業における一般事業主行動計画策定の支援を行います。また、就業を希望する女性に対し、一般事業主行動計画に関する情報提供に努めることで、自らの希望に沿った職業生活となるよう後押しします。	・共生社会づくり広報紙「きらり5号」において、一般事業主行動計画策定について、広報を行った。	・全戸配布の共生社会づくり広報紙で「一般事業主行動計画」を周知したことで、事業者だけでなく、働き手側にもそうした計画があることを周知できた。	△	・市企業人権教育推進協議会等のイベントにて、働く環境に係る制度や事業主行動計画等について、パネル展示等による啓発を行う。
				商工労政課	・ハローワーク松本と連携し、就職活動を支援した。	・安曇野ふるさとハローワークと連携し、求職者に対する支援を行うことができた。	・ハローワーク松本及び安曇野ふるさとハローワークと連携し、就職活動を支援する。		

施策番号	取組	施策名	ページ	課名	施策の方向性(共生社会づくり計画記載事項)	令和6年度具体的取り組み	令和6年度の取り組みに対する評価・課題等	達成度	令和7年度の取り組み案
1-2-1	継続	働き方改革に関する情報発信	27	人権共生課	子育てや介護をしながら仕事を続けるために、また、これまで長時間労働を是認してきたことに対し働き方改革や生産性の向上が望まれています。多様な働き方に関する情報提供を進めるとともに、働きやすい環境づくりに努めます。	・第3回共生社会づくりフォーラムにて、ワーク・ライフ・バランスをテーマにワークショップや意見の交換や共有を行った。 ・共生社会づくり広報紙「きらり5号」にて、ワーク・ライフ・バランスや誰もが働きやすい職場づくり等の特集で掲載し、啓発を行った。	・共生社会づくりフォーラムでワーク・ライフ・バランスをテーマに取り上げ、働きやすい環境について考えるきっかけづくりとしたが、参加者が少なく、企業の参加も少なかったことが課題。一方で、広報紙により、その内容を掲載したことで、当日参加しなかった市民に対しても、周知が図れた。	△	・共生社会づくり広報紙等を通じて働きやすい環境整備についての理解促進を図る。 ・オンライン父親学級、男性育休推進のための管理職研修等を引き続き実施し、事業所に向けても啓発を図る。
				商工労政課		リモートワーカー育成支援事業を実施し、市民に対してリモートワーカーとしての心構えや必要なスキルの習得を支援した。 また、市内企業に対してはセミナーの開催や企業訪問を通じて、事業の趣旨や内容を説明するとともに、業務の委託促進を図った。	・紹介セミナー参加者:136名 ・IT基礎講座参加者:60名 ・スキルアップ講座参加者:50名 ・グループワーク交流会参加者:23名 ・ビジネスマッチング参加者27名・市内企業3社 ワーカーからは「働きたい」という強い意欲が確認できた一方で、市内事業者においては、ワーカーの活用に対して消極的な姿勢が見受けられた。		・テレワークセンターの開所 ・ワーカーの育成 ・中核的人材の育成 ・市内事業者への業務の切り出し支援
1-2-1	拡充	男性職員の育児休業取得促進	27	職員課	育児休業に関する資料等を掲示・配布し、制度の周知を図るとともに、固定的な役割分担意識にとらわれず、取得しやすい職場の環境づくりを推進します。	・安曇野市特定事業主行動計画における令和7年度の目標として、男性職員の育児休業取得割合を17.0%としており、育児休業に関する情報提供や取得しやすい環境づくりを推進した。	・イクボス宣言の様式を変更し、改めて全管理職に提出を依頼した。イクボス宣言書は課・室内に掲示し、育休を取得しやすい職場環境づくりを進めた。 ・男性育休取得割合(1ヶ月以上)82.4%(14名/17名)	△	・イクボス宣言書の提出 ・男性向けの育児休業の流れ等の資料を活用し、育児休業に関する情報提供を行い、育児休業を取得しやすい環境づくりを推進する。
1-2-2	継続	若手や女性農業者への支援	27	農政課	農産物の加工、販売、新商品化等を行うのに若手や女性の視点は欠かせません。そのため、新たな知識や技術の習得を進め、担い手育成や農村の活性化を図る若手や女性農業者のグループ活動を支援します。また、家族等で農業経営を行っている農業者に経営方針や役割分担を定め経営の安定を図る家族経営協定の締結・更新を進めます。	・女性農業者のつながりづくりや学習機会の創出を目的に、女性農業者研修会を農業再生協議会にて開催【継続】。将来的には、当該事業を契機とし、女性農業者同士の交流が自主的に行われるような仕掛けを検討。 ・既存の女性農業者団体(農村生活マイスター等)の活動のPRを支援することで、新たな担い手確保につなげ、団体の活動を支援した。【継続】。 ・県外の各種説明会等に参加し、新規就農希望者への就農相談を強化し、認定新規就農者の確保を推進した。 ・引き続き、対象となる家族の家族経営協定の締結を推進した。	・11月8日に、女性農業者10人を定員に研修会を開催。野菜栽培のフィールドワーク、ランチ交流会を実施。 ・あらたに認定新規就農者1名が追加となり、令和6年度は12名の認定新規就農者への補助金交付(16,950千円)を行い、若手農業経営者の育成を支援した。 ・女性農業者団体(農村生活マイスター等)の活動のPRを支援することで、新たな担い手確保につなげ、団体の活動を支援する【継続】。 ・県外の各種説明会等に参加し、新規就農希望者への就農相談を強化し、認定新規就農者の確保を推進する。 ・引き続き、対象となる家族の家族経営協定の締結を推進する。	○	・女性農業者のつながりづくりや学習機会の創出を目的に、女性農業者研修会を農業再生協議会にて開催予定(詳細は未定)【継続】。 将来的には、当該事業を契機とし、女性農業者同士の交流が自主的に行われるような仕掛けを検討。 ・既存の女性農業者団体(農村生活マイスター等)の活動のPRを支援することで、新たな担い手確保につなげ、団体の活動を支援する【継続】。 ・県外の各種説明会等に参加し、新規就農希望者への就農相談を強化し、認定新規就農者の確保を推進する。 ・引き続き、対象となる家族の家族経営協定の締結を推進する。
				農業委員会		・令和6年度は家族経営協定の締結が3件。	・農業経営を経営主だけでなく、配偶者や後継者にとっても、魅力的でやり甲斐のあるものにするため、引き続き周知及び対象となる家族の家族経営協定の締結の支援に努めることが必要。		・引き続き、対象となる家族の家族経営協定の締結を推進する。
1-2-2	継続	創業実現セミナー	27	商工労政課	商工業支援事業者と連携して、創業をお考えの方を対象に創業実現セミナーを開催し、創業に向けた知識の習得を支援します。	・安曇野市商工会と連携して、創業を希望する者にセミナーを開催。3つの講座を開講。 ・創業希望者に寄り添い伴奏型支援を行った。	・講座を通して、創業に必要な知識の習得支援を行えた。 ・創業支援の窓口を設置し、相談者の相談内容やステージに応じた支援を実施できた。	○	・引き続き、創業実現セミナー、創業基礎セミナー、あつみの経営塾の3つの講座を開講し、創業期における必要な知識を習得できるように支援する。
1-2-2	継続	女性の職域拡大や管理職登用に関する啓発	27	人権共生課	事業所の規模にかかわらず、女性の職域拡大や管理職への登用について、広報紙や企業訪問による啓発を進めます。	・企業訪問を実施し、性別にかかわらず働きやすい環境づくりの工夫などの聞きとりを行い、共生社会づくり広報紙に掲載した。	・広報紙等に掲載することで周知の機会を増やす工夫を行うことができた。	△	・市企業人権教育推進協議会等のイベントにて、パネル展示等による啓発を行う。

施策番号	取組	施策名	ページ	課名	施策の方向性(共生社会づくり計画記載事項)	令和6年度具体的取り組み	令和6年度の取り組みに対する評価・課題等	達成度	令和7年度の取り組み案
1-2-2	継続	企業等の意識向上	27	人権共生課	くるみん認定や、えるぼし認定、イクボス・温かボス宣言等の情報提供や、女性の活躍推進企業等、先行している企業の紹介等を通じ、それらのメリットも明らかにした上で企業等の意識の向上と広がりを図ります。	<ul style="list-style-type: none"> 市企業人権教育推進協議会や市民を対象とした人権のつどいを12月7日に開催し、「女性から選ばれる長野県を目指すリーダーの会」発起人の一人を講師に招き、講演(「女性が活躍できる社会・会社について考える」)を行った。 講演内容を共生社会づくり広報紙へ掲載した。 	<ul style="list-style-type: none"> 「女性に選ばれる長野県を目指すリーダーの会」の周知につなげることができた。 企業に向け、具体的事例を交えながら、女性活躍の現状や必要性を伝えることができた。 全戸配布の共生社会づくり広報紙へ掲載したことで、当日不参加の市民、事業所に対しても内容の共有が図れた。 	△	<ul style="list-style-type: none"> 市内事業所が参加するイベント等において、バナー展示等を活用しながら、各種認定の情報提供や先進企業の紹介等を行う。 市のホームページや共生社会づくり広報紙等に、女性活躍に関する情報を掲載し、啓発を行う。
				商工労政課		<ul style="list-style-type: none"> 市内中小企業支援団体等に情報提供を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> 関係する市内企業等に対し、機を逃さず情報提供を行うことができた。 		<ul style="list-style-type: none"> 先行事例の提供があれば、市内企業に情報提供をする。
1-2-2	継続	女性職員のキャリア形成研修等	28	職員課	市では、女性職員のキャリア形成研修や外部研修への派遣を積極的に行い、職域の拡大と計画的な管理職登用に繋げていきます。	<ul style="list-style-type: none"> 女性職員を含め、係長クラスに上がる年齢層の職員等に対し、キャリア形成研修を実施。また、外部で行う女性リーダー研修へ、庁内で公募し参加者を募った。 	<ul style="list-style-type: none"> 管理監督職及び主任～主査クラスの女性職員を対象にワークショップを開催し、女性の活躍や働き方改善への意見交換を行った。 女性のためのキャリアデザインセミナー(丸の内経営研究所)に2名が参加。 女性職員リーダー研修(県研修センター)に1名が参加。 	○	<ul style="list-style-type: none"> 女性職員を含め、これから係長昇任試験を受験する年齢層の職員等に対し、キャリア形成研修を実施する。また、昇任試験を受験しやすい職場環境の整備を進める。 外部団体等で行う女性リーダー研修へ、庁内で公募し参加者を募る。
1-2-3	新規(中長期)	男女共同参画先進事業者の表彰	29	人権共生課	男女がともに働きやすい職場づくりに向けて、先進的に取り組んでいる市内事業所を表彰します。	<ul style="list-style-type: none"> 県内先行事例等を参考に、事業所の表彰について検討を進めた。 	<ul style="list-style-type: none"> 県内で実施している市に現状を確認したところ、定着化している市でも、表彰対象事業所の選定に苦慮しているところも多く、表彰によるメリットをつけていくことが難しいとの声が聞かれたため、表彰以外の方法も視野に入れながら検討が必要。 	×	<ul style="list-style-type: none"> メリットとデメリットを考慮し、表彰以外の方法も視野に入れながら、検討を行う。 各種認定制度等を取得した企業等の情報を積極的に取得する。
1-3-1	継続	性に起因するあらゆる暴力の根絶への意識啓発	31	人権共生課	セクシャル・ハラスメント、性暴力は重大な人権侵害であるため、若い世代からの意識づけ、啓発を進めます。セクシャル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント等、働く権利を脅かす暴力について啓発を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> 4月の「若年層の性暴力被害予防月間」に合わせ、啓発パネル展示を実施。 11月の「女性に対する暴力をなくす運動」期間に合わせて啓発パネル展や性教育講座を実施。 3月の国際女性デーの展示に併せ、性暴力被害を見聞き又は体験した人の声を展示するクローズスライドを実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> 各強化期間等に併せて展示を行ったことで、定期的に啓発する機会を得られた。 性教育講座は参加者は20名と少なかったが、満足度100%だった。参加者は限定的で、広報に課題があるものの、必要な人に必要な情報を届けられた。 	△	<ul style="list-style-type: none"> 転出入の多い4月が「若年層の性暴力被害予防月間」となっていることから、市民に向けた啓発を行う。 11月の「女性に対する暴力をなくす運動」期間に合わせて、啓発展示やイベントを行う。
1-3-1	継続	配偶者からの暴力を許さない社会に向けた意識啓発	31	子ども家庭支援課	広報誌、ホームページ、パンフレット、ポスター等を活用し、配偶者暴力防止の啓発活動を行います。	<ul style="list-style-type: none"> 広報誌、ホームページ、パンフレット、ポスターにより啓発活動を行う。 人権共生課と連携を図り、11月の「女性に対する暴力をなくす運動」期間に合わせてパネル展示等で、啓発を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> 各種ツールを活用した啓発活動が実施できている。 	○	これまでの取り組みを継続して実施する。
				人権共生課		<ul style="list-style-type: none"> 11月の「女性に対する暴力をなくす運動」期間に合わせて、バナー展示を実施し、ホームページ、パンフレット、ポスターにより啓発を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> 展示内で、こういった行為がDVIになるのか等具体的な言動を提示し、併せて相談窓口等も展示できたことで、加害者にならない啓発ともし被害者になってしまった場合や身近な人が被害者になってしまった場合の相談先等も周知することができた。 		<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、11月の「女性に対する暴力をなくす運動」期間に合わせて、啓発活動を行う。

施策番号	取組	施策名	ページ	課名	施策の方向性(共生社会づくり計画記載事項)	令和6年度具体的取り組み	令和6年度の取り組みに対する評価・課題等	達成度	令和7年度の取り組み案
1-3-1	継続	市内事業所に向けたハラスメントに関する情報提供等	31	人権共生課	ハラスメントに関する法令や相談窓口の案内等の情報提供を行い、働きやすい環境づくりに努めます。	・4月の「若年層の性暴力被害予防月間」に合わせ、啓発パネル展示を実施。 ・11月の「女性に対する暴力をなくす運動」期間に合わせて啓発パネル展や性教育講座を実施。	・それぞれの強化月間、週間に合わせたパネル展示やチラシ等の配布により、相談窓口の案内の情報提供の機会にすることができた。 ・労働環境について悩みがある方を、中信労政事務所及びユニオンサポートセンターに依頼し行っている労働相談窓口へ案内するなど、相談につなぐことで、働きやすい環境づくりに貢献した。	△	・4月の「若年層の性暴力予防月間」や11月の「女性に対する暴力をなくす運動週間」に合わせたパネル展示の実施やその資料の貸出により、周知を行う。
				商工労政課		・働きやすい環境づくりのため、労働相談窓口につなげた。(月に2回)			・働きやすい環境づくりのため、労働相談窓口に繋げる。(月2回)
1-3-1	継続	市職員を対象としたハラスメント研修の実施	31	職員課	市では現状の課題の把握・検証等を行い、職員を対象に必要なハラスメント研修を実施し、就労上だけでなく、行政施策への反映につなげます。	・正規職員及び会計年度任用職員等を含めた全職員を対象として「ハラスメント防止研修」を実施。	・正規職員及び会計年度任用職員等を含めた全職員を対象にハラスメント研修を実施した。(理解度:4.4)職員のハラスメントの理解を深める機会となった。	○	・正規職員及び会計年度任用職員等を含めた全職員を対象として「ハラスメント防止研修」を実施。
1-3-1	継続	市議会議員を対象としたハラスメント研修の実施	31	議会事務局	現状の課題の把握・検証等を行い、市議会議員を対象に必要なハラスメント研修を実施し、市全体でハラスメントをはじめとする暴力を容認しない環境づくりを推進します。	・市議会議員を対象としたハラスメント研修等の対策に取り組んだ。	・議会運営委員会において協議を重ね、議会におけるハラスメント対策に関する規定づくりを進めた。 ・令和7年1月14日に外部講師(弁護士)を招いて、全議員を対象にハラスメント条例策定に関する研修を行った。	○	安曇野市議会のハラスメント条例の策定や意識の向上について引き続き取り組む。 議員の改選が行われるため、新たに議員になる者にもハラスメント研修を行う。
1-3-2	継続	相談につながる周知	32	子ども家庭支援課	広報誌、ホームページ、パンフレット、ポスター等を活用し、配偶者暴力の早期相談につながる周知を行います。	・広報誌、ホームページ、パンフレット、ポスターを活用し、相談場所の周知を行う。 ・人権共生課と連携を図り、11月の「女性に対する暴力をなくす運動」期間に合わせてパネル展示等で、相談窓口の周知を図る。	各種ツールを活用した周知が実施できている。	△	これまでの取り組みを継続して実施する。
1-3-2	継続	配偶者からの暴力に対する相談機能	32	子ども家庭支援課	複雑化・多様化する配偶者間暴力の問題の解決のため、女性相談員を配置し、相談支援を実施します。	・女性相談員を配置し、問題解決のための相談支援を実施する。	必要な支援を実施できている。	○	これまでの取り組みを継続して実施する。
1-3-3	継続	配偶者からの暴力を受けた被害者に対する支援体制の充実	32	子ども家庭支援課	配偶者からの暴力を受けた被害者及びその子どもの安全確保のため、緊急避難や保護を行います。配偶者からの暴力を受けた被害者へ住居及び就労について情報提供及び助言を行い自立に向けた支援を行います。	・警察や児童相談所と連携し、相談者やその子どもの安全確保を最優先に対応を行う。また自立に向けた支援を継続して行った。	必要な支援を実施できている。	○	これまでの取り組みを継続して実施する。
1-3-3	継続	ひとり親家庭の親子が安心して暮らせる環境の整備	32	子ども家庭支援課	経済的に困窮する被害者に対して、児童扶養手当や生活保護制度等の支援について、適切に案内を行います。	・必要とする方に情報提供ができるよう、庁内の連携を図った。	必要な支援を実施できている。	○	これまでの取り組みを継続して実施する。
				福祉課		・適切な生活保護制度の運用に努めた。			生活困窮に陥っているひとり親家庭に対しては、生活保護制度で経済的支援を行っている。

施策番号	取組	施策名	ページ	課名	施策の方向性(共生社会づくり計画記載事項)	令和6年度具体的取り組み	令和6年度の取り組みに対する評価・課題等	達成度	令和7年度の取り組み案
1-3-3	継続	就学援助費の支給や入学準備金貸付制度による支援	32	学校教育課	経済的理由によって就学・進学が困難な場合に、就学援助費の支給や入学準備金貸付制度による支援を行います。	・チラシの配布や広報紙・ホームページを活用し、制度周知の充実を図り、必要な人が制度を利用できるように適切な支援に努めた。 また、入学準備金貸付制度では、物価高騰の状況を鑑み必要とする家庭にて利用いただけるように所得条件の緩和を行った。	・所得条件の緩和により、利用者が例年の平均と比較して5倍程度の増加がみられた。これは単純に所得条件の緩和によって、対象家庭が増えたことや、申込みの要件がわかりやすくなったことが要因として考えられる。 ・就学援助費については、例年同様に市内小中学校へのチラシ配布及びHPへの掲載等を行った。	○	・制度の周知は前年度同様、チラシの配布、HP、広報誌により継続して行う予定。(就学援助) ・入学までに貸付け(振込)が間に合わないケースが多々あったため、7年度は申込み期限を1か月早めることにする。期限を早めるのであれば、3・4月に申込みが無いように周知の方法については再度検討
1-3-3	継続	対応職員の資質向上	32	子ども家庭支援課	配偶者からの暴力を受けた被害者に対する適切な助言を行うため、専門的な研修を受講するなど対応職員の資質の向上を行います。	・対応職員の資質向上のため、関連する研修会に参加を行った。	研修等への参加を行っている。	○	これまでの取り組みを継続して実施する。
1-4-1	継続	一人ひとりに必要な健康支援	33	健康支援課	一人ひとりが健康づくりに取り組み、心身ともに健康を維持・増進することを目指し、個々に応じた健康支援、保健指導の取組推進や相談窓口の案内の周知を図ります。	・各種検(健)診、健康診査の受診機会の充実。 ・検(健)診結果に基づく健康教育、健康相談、保健指導を行った。 ・検(健)診受診希望調査、受診勧奨、普及啓発(健診こよみ、ポスター等)を実施。 ・随時健康相談を受け付けた。	・検診受診希望調査、受診勧奨、健診こよみ配布等による受診機会の周知を実施。 ・各種検(健)診を実施。 子宮頸がん検診受診率:33.3%(前年比0.1%減) 乳がん検診受診率:38.0%(前年比0.1%増) ・検(健)診結果に基づく健康教育、健康相談、保健指導を実施。 ・随時健康相談を年間を通して受け付け実施。延相談実施人数1,995人。(令和6年度)(前年比105人増)	△	・検診受診希望調査、受診勧奨、健診こよみ配布等による受診機会の周知を実施。 ・各種検(健)診を実施。 子宮頸がん検診受診率:35.0% 乳がん検診受診率:35.0% ・検(健)診結果に基づく健康教育、健康相談、保健指導を実施。 ・随時健康相談を年間を通して受け付け実施。
1-4-1	継続	自殺に追い込まれることのない社会の実現(自殺対策)	34	健康支援課	関係機関と連携し、こころの健康についての知識の普及啓発・相談体制の充実を図るとともに自殺対策を推進します。	・自殺対策推進庁内会議等で関係機関との連携を図った。 ・自殺対策を支える人材の育成のためゲートキーパー研修会の開催。 ・いのちとくらしの相談窓口一覧を作成し関係機関へ配布及び周知。 ・市の広報紙にこころの健康や自殺対策についての記事の掲載。 ・自殺予防週間や自殺対策強化月間の周知、ポスター掲示。	・10万人当たりの自殺死者数は17.2人(前年比4.2人減)であった。 ・自殺対策推進庁内会議(1回)や健康づくり推進協議会(2回)で自殺対策計画の進捗状況の確認・評価を実施し関係機関と連携を図った。 ・ゲートキーパー研修会を3回実施し、受講者151名(前年比91人減)の育成を行った。 ・いのちとくらしの相談窓口一覧を関係機関へ配布、ホームページへ掲載し周知を行った。 ・9月の自殺予防週間の際に広報紙へゲートキーパーの記事を掲載、ポスター掲示や県と連携し、街頭啓発(ポケットティッシュの配布)を実施した。3月の自殺対策強化月間にも広報紙へ記事を掲載した。	△	・自殺対策推進庁内会議等で関係機関との連携を図る。 ・自殺対策を支える人材の育成のためゲートキーパー研修会の開催。 ・いのちとくらしの相談窓口一覧を作成し関係機関へ配布及び周知。 ・市の広報紙にこころの健康や自殺対策についての記事の掲載。 ・自殺予防週間や自殺対策強化月間の周知、ポスター掲示。
1-4-1	継続	高齢者や障がい者が可能な限り自立して暮らせる環境の整備	34	高齢者介護課 障がい者支援課	高齢者や障がい者が、能力に応じて可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう、地域包括ケアシステムの深化を進め、互助の進展を図ることで、地域共生社会の実現を目指します。	・要介護状態の軽減若しくは悪化防止のための訪問型・通所型サービスC(短期集中型訪問サービス)事業の充実。 ・高齢者の個々のニーズに対応するために生活支援サービス等の事業所指定を行う。 ・介護サービス従事者の底辺の拡大のため、介護予防・日常生活支援総合事業サービスA(人員、施設の基準が緩和されている介護サービス事業)従事者研修等を実施。 ・支援が必要な高齢者等を発見したときに地域住民が日常生活や仕事の中でさりげない見守りができる見守りネットワーク、見守りシールの交付、認知症サポーター養成講座を継続実施。	・訪問型サービスCは、口腔機能向上のため歯科衛生士の訪問を15回(15人)実施、また、運動機能の維持・向上のため、理学療法士の訪問を3回(3人)実施した。 ・通所型サービスCは、市内2か所において開始し、3か月間(延24回)、14人(延140人)に対し実施した。 ・多様なサービスの実施に向けて、事業内容を確認し、生活支援サービス等の事業所指定を行う。 ・担い手の確保のため、総合事業サービスA従事者研修等を行い、24人が講義を受講した。 ・見守り連携協定を新たに2団体と締結し、33団体となった。認知症理解の普及啓発のために、9月実施のオレンジキャンペーンでは、認知症とともに笑顔で生きる丹野智文さんの実話に基づく物語「オレンジ・ランプ」の上映会を行った。認知症サポーター養成講座は令和6年度18回実施327人を養成した。	△	・高齢者の自立した日常生活を支援するために、医療・介護専門職がより専門性を発揮しつつ、地域における元気高齢者を含めた多様な主体による総合事業を充実・推進する。 ・通所型サービスC(短期集中)実施事業所を3か所以上に増やし高齢者の自立した日常生活を支援する。 ・介護人材のすそ野を広げるため、サービスAの担い手確保を進めるとともに、多様なニーズに対応したサービスAの事業を推進する。 ・令和6年度に開催したキャリアフェスティバル参加の介護事業所で中学生の職場実習の受入を行い、介護職に早期から関心を持ってもらう。 ・認知症になっても安心して暮らせるまちづくりの推進のため、見守り協定や見守りシール、認知症サポーター養成等の取組を進める。
						・精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの推進に向けて、市内の精神障害者社会復帰施設等の関係者と共に連絡会を年2回実施。	毎年実施していることで、支援者同士顔の見える関係は構築できている。困っていることを補い合える連携について考え、地域の課題の抽出を行えた。 1回目:9/12 市の現状の共有、意見交換・情報交換等を実施。30名参加。 2回目:12/10 地域移行後の支援での課題等意見交換等を実施。27名参加。		実施を継続。 自立支援協議会における各部会等で地域における課題抽出、共有、解決に向け協議していく。

施策番号	取組	施策名	ページ	課名	施策の方向性(共生社会づくり計画記載事項)	令和6年度具体的取り組み	令和6年度の取り組みに対する評価・課題等	達成度	令和7年度の取り組み案	
1-4-1	継続	朗人大学の開講	34	高齢者介護課	高齢者が健康で有意義な生活を送るために、幅広く知識と教養を身につけること、また地域で活躍できることを目的に朗人大学を開講します。	・市内に在住の60歳以上の方で、学習意欲が旺盛であり、特別な事情が無い限り全日程受講できる方を対象に5月から3月まで月1回、開催する。 ・令和6年度はSDGsをテーマに地球温暖化、災害、食品ロス、健康、平和、多様性などにまつわる講座を実施。	・5/8に61人の学生を迎え入学式が行われ、市長が講演を行った。月1回の教養・実践講座が行われており、3/25には58名の学生が卒業した。(安曇野市社会福祉協議会に委託)	○	・市内に在住の60歳以上の方で、学習意欲が旺盛であり、特別な事情が無い限り全日程受講できる方を対象に5月から3月まで月1回、開催する。 ・名称を「あづみの活躍カレッジ」に変更。年度のテーマを「安曇野再発見」とし、安曇野の偉人や自然環境、地域活動を学ぶ講座を実施する。	
1-4-2	継続	妊娠期からの切れ目のない健康支援	34	健康推進課	妊娠から出産、産後まで安全に安心して子どもを産み、育てることができるよう、切れ目のない支援を推進します。	・妊娠期から子育て期までの相談支援の実施。 ・出産・子育て応援給付金等の経済的支援。 ・産後ケア事業の充実。 ・母子保健事業での相談支援の実施。	・出産・子育て応援給付事業を実施。900件支給した。 ・産後ケア事業においては、宿泊型に加え、通所型と訪問型を拡充し実施。昨年度と比較して利用件数は増加した。 宿泊型15件 通所型20件 訪問型66件 (実利用件数) ・母子保健事業 妊産婦訪問・相談 延388人 新生児訪問 実371人	△	・各種母子保健事業での相談支援の実施。 ・個別の状況に応じた相談支援の実施。	
1-4-2	継続	妊娠期からの切れ目のない健康支援	34	健康支援課	妊娠から出産、産後まで安全に安心して子どもを産み、育てることができるよう、切れ目のない支援を推進します。	・母子保健事業での相談支援の実施。	・母子保健事業において相談支援を実施 乳幼児健康診査・健康相談 延3,205件(前年比362件増) 母乳育児相談等 延1,624件(前年比93件減) ・個別の状況に応じて相談支援を随時実施 随時相談 延1,197件(前年比270件減) ※助産師への相談するようになり市への相談件数が減少しているものと推測される。	△	・各種母子保健事業での相談支援の実施。 ・個別の状況に応じた相談支援の実施。	
1-4-2	継続	不妊治療等に対する支援	34	健康推進課	不妊治療・不育症治療についての周知及び経済的支援を行います。	・不妊・不育症治療費の自己負担分2/3の金額。1回あたり30万を限度とし医療機関等が証明した治療期間を1回とし、同一のご夫婦に対して通算5回を限度に助成。	・申請に基づき不妊・不育症治療費の自己負担分2/3(上限30万)を助成を行っている。 申請件数85件 ・市ホームページや病院等でも周知をはかっており、必要な人に支援が届く工夫を図れた。	○	・申請に基づき不妊・不育症治療費の自己負担分2/3(上限30万)を助成を行う。	
1-4-2	継続	性と生殖に関する健康と権利についての意識づくり	34	健康推進課	全てのカップルと個人が、自分たちの子どもの数、出産間隔、出産する時期について責任をもって自由に決定でき、そのための情報と手段を得ることができるという基本的権利についての啓発を進めます。	・各種母子保健事業の中で家族計画等の相談支援を実施。	・各種母子保健事業の中で家族計画等の相談支援を実施した。	△	・各種母子保健事業の中で家族計画等の相談支援を行う。	
1-4-3	新規(早期)	性的マイノリティへの理解促進	34	人権共生課	性的マイノリティへの理解を促進するため、広報紙や講座を通して啓発を行います。	・4月5日に関係団体と共催の共生社会づくり講座の中で性の多様性に関するセミナーを、市民対象で開催。 ・2月のピンクシャツデーに合わせ、性的マイノリティに関するパネル展示を実施。	・共生社会づくり講座の満足度は約75%、参加者56人。歌を交えながらの講座ということで、参加者数や参加者の年齢層も広げることができた。 ・これまでなかなか性的マイノリティに関する展示ができていなかったが、ピンクシャツデーをきっかけに展示する機会を設けることができた。	△	・市ホームページや展示での啓発や、講座等の実施により、市民への理解を促す。	
1-4-3	継続	学校等における性に関する学びの機会の提供	35	こども園幼稚園課	子どもの発達段階に応じて性に関して学ぶ機会を作り、学校や認定こども園を通じて、子どもや保護者に対する啓発を行います。	・絵本「わたしのからだ」「ぼくのからだ」の読み聞かせをしながら、性の多様性と違いについて伝え、自分の体の大切さを知らせた。保護者にも取り組みについて知らせた。	・絵本の読み聞かせは、数回実施。 ・保護者には、取り組み内容について園だより等で周知した。 ・講演会を実施した園もある。	△	・子どもの発達段階に応じ、性に関する学ぶ機会を作り、保護者に対する啓発を行っていく。	
				子ども家庭支援課		・保健指導や保健体育等の学習を通して、性についての学習を実施。また、各校で外部講師を招いた性教育講座を開催した。学習の様子等を学校通信等で保護者・地域の方に発信した。	・保健指導や保健体育等の学習を通して、性についての学習を実施した。また、各校で外部講師を招いた性教育講座を開催。学習の様子等を学校通信等で保護者・地域の方にも発信し、学んだことの内容の共有に努めた。			該当する施策はありません。
				学校教育課		・保健指導や保健体育等の学習を通して、性についての学習を実施。また、各校で外部講師を招いた性教育講座を開催した。学習の様子等を学校通信等で保護者・地域の方に発信した。	・保健指導や保健体育等の学習を通して、性についての学習を実施した。また、各校で外部講師を招いた性教育講座を開催。学習の様子等を学校通信等で保護者・地域の方にも発信し、学んだことの内容の共有に努めた。			・令和6年度と同様、保健指導等の学習や講座を通じ、学年や発達に応じて性についての学びに継続的に取り組む。

施策番号	取組	施策名	ページ	課名	施策の方向性(共生社会づくり計画記載事項)	令和6年度具体的取り組み	令和6年度の取り組みに対する評価・課題等	達成度	令和7年度の取り組み案
1-4-3	新規 (早期)	性的マイノリティへの相談体制等整備の検討	35	人権共生課	相談体制の整備等、日常生活における生きづらさが解消につながる施策についての検討を進めます。	・日常生活における生きづらさ解消のため、関係団体と協力し、性的マイノリティに関する理解促進のためのチラシ作成していただいた。 ・4月5日に関係団体と共催の共生社会づくり講座の中で性の多様性に関するセミナーを、市民対象で開催。	・関係団体と協力することで、団体に対しての啓発につなげられた。 ・作成したチラシを図書館等の公的施設への設置やイベント時に配布するなどの活用により、より多くの市民の手に届くよう工夫ができた。	△	・必要な支援について検討を進めるとともに、性的マイノリティの方が感じている日常生活における生きづらさ等を洗い出すための方法についても検討する。
1-4-3	新規 (早期)	パートナーシップ制度を活用できる環境の整備	35	人権共生課	パートナーシップの制度を活用できるよう、住まいの確保や医療等、日常生活における暮らしやすさの支援の検討を進めます。	・県のパートナーシップについての理解促進のため、職員に向け庁内インフォメーション等により周知を図った。	・直接的な支援には、現時点でつながっていないが、定期的に庁内インフォメーションに掲示することで、職員に対してパートナーシップへの理解を深めている。	△	・届出を行った方が、より利用しやすいサービスや情報提供の方法等を検討するとともに、インフォメーション掲示や研修等により職員に対しての理解を深める。
1-4-3	新規 (早期)	市職員に対する研修の実施	35	職員課	市職員が性的マイノリティへの理解を深め、適切な支援ができるよう、研修の充実を図ります。	・人権共生課と連携し、LGBTQへの理解促進など性的マイノリティの方への理解を深める研修実施。	・共生社会づくり講座(主催:安曇野市ジェンダー平等推進ネットワーク、人権共生課)を開催した(4月5日)。	△	・人権共生課と連携し、LGBTQへの理解促進など性的マイノリティの方への理解を深める研修実施。
				人権共生課		・4月5日に関係団体と共催の共生社会づくり講座の中で性の多様性に関するセミナーを実施し、職員も参加できるようインフォメーションを掲示した。	・平日の業務時間中の開催とすることで、職員も参加しやすい時間帯にでき、職員からの参加もあったが、希望参加としたため参加者が少なかった。担当課と協力しながら、より多くの職員が参加するように計画する必要がある。		・担当課と連携し、性的マイノリティへの理解を深めるための研修を実施する。
1-4-3	新規 (早期)	不要な性別記載欄の見直し	35	人権共生課	市役所で扱う申請書類等の性別欄について見直しを図り、必要のないものについては欄を削除、その他のものについても「どちらでもない」等の回答を選べるなどの配慮をします。	・令和5年度に庁内インフォメーションにて、性別欄について、合理的な理由(医療目的のものや、アンケートの回答を男女別に集計する必要がある場合等)がない場合は廃止するよう呼びかけたことで、他部署からの相談等の対応を行った。	・前年度にインフォメーションに掲示したことにより、他部署からの問い合わせ等も増え、担当課の意識の高まりを感じるころであるが、今後とも継続して周知等が必要。	△	・引き続き、インフォメーション等を用い、職員に向けた周知や啓発を行う。
1-4-3	拡充	性別に関わらず使えるトイレや更衣室の設置	35	人権共生課	トランスジェンダーの方などは、性自認と異なるトイレや更衣室を使用しなくてはならない場合、精神的苦痛を伴う場合があります。施設の新設の際は、性別に関わらず使える多目的トイレ(多目的更衣室)を原則設置します。また多目的トイレや多目的更衣室には、ピクトグラム(絵文字)や「どなたでもご自由にご利用ください」等と表示するなどして、性別違和のある方を含め様々な方が使いやすいように配慮をします。	・施設の新設、改修の際の参考となるよう、ユニバーサルデザインガイドブックの活用を促し、ピクトグラム等についても担当課と協議した。	・施設の新設、改修の際のピクトグラム等について担当課から相談を受ける等、担当者の意識の向上はできているが、担当者に左右されないよう職員全体に対する研修等による理解を深める工夫が必要。	△	・ユニバーサルデザインガイドブックを活用し、公共施設等について、どんな人も使いやすいよう担当課へ働きかける。

施策番号	取組	施策名	ページ	課名	施策の方向性(共生社会づくり計画記載事項)	令和6年度具体的取り組み	令和6年度の取り組みに対する評価・課題等	達成度	令和7年度の取り組み案
2-1-1	継続	人権啓発イベントの実施	41	人権共生課	人権に対する正しい知識の普及啓発を図るため、市民・事業者と共に人権啓発イベントを実施します。	「人権のつどい」(12月7日、豊科公民館ホール)を開催した。人権作文コンテスト受賞作品の紹介、「女性に選ばれる長野県をめざすリーダーの会」発起人であるエムケー精工代表取締役社長の丸山将一氏を講師に迎え講演会を実施、意識の醸成を図った。	市民等150人が参加した。回答率86%のアンケートで満足度は7割を超えたが、40代以下の参加が少なく、年齢による偏りが見られた。	○	市制施行20周年記念事業として「人権のつどい」(12月6日、豊科公民館ホール)を開催予定。人権作文コンテストの表彰、講演会等の実施により、人権意識の醸成を図る。
				生涯学習課		・11月～12月にかけて、穂高交流学习センター、安曇野市役所本庁舎、三郷公民館で、人権デザインプロジェクトポスター展を実施。人権デザインプロジェクトポスターは、「人権が尊重される長野県」を目指し、長野美術専門学校が人権テーマとしたもので、ポスターの発表及び展示を通じて、県民の人権意識の高揚を図ることを目的としている。	・複数の会場で展示することにより、多くの市民に展示を目にさせていただくことができた。		・市内の複数の公共施設において、人権デザインプロジェクトポスター展を実施予定。
2-1-1	継続	多文化共生パネル展示の実施	41	人権共生課	市役所等公共施設内で、パネル展示を行い、多文化共生の意識の醸成を図ります。	7月の県多文化共生推進月間に合わせて、多文化共生のパネル展示を開催。第19回長野県外国人県民による写真展示会「写真TEN」を開催した。(12月3日～20日、本庁舎東ロビー)	昨年度に引き続き県と協力して写真展を開催。市内在住の出展者の作品が披露でき、参加型の展示とできた。	○	7月の県多文化共生推進月間に合わせて、「多文化共生パネル展」を開催予定。(7月初旬～中旬 市役所本庁舎西ロビー)多文化共生の意識の醸成を図る。第20回長野県外国人県民による写真展示会「押し長野」の巡回展示予定に(7月1日～18日)
2-1-1	継続	あづみの国際DAY、日本語deスピーチ大会等の実施	41	人権共生課	多文化共生支援団体等と連携し、ブース出展やステージイベント、体験コーナー等を実施するとともに、気軽に多様な文化に触れられる機会をつくります。	・「日本語deスピーチ大会」を開催した。(10月27日、豊科交流学习センター「きぼう」) ・「あづみの国際DAY! 2024」を開催した。(8月11日、穂高交流学习センター「みらい」)	・「日本語deスピーチ大会」(参加者:スピーカ13人聴講者52人主催者等25人、満足度82%) ・「あづみの国際DAY! 2024」(計31の団体・個人が出展・出演。来場者数約300人、満足度90%) 開催場所の確保が難しく、開催時期の変更等に対応、集客に厳しい時期での開催となったが、多くの来場者があった。	○	・「日本語deスピーチ大会」(8月24日(日)会場:穂高交流学习センター「みらい」)を開催予定。 ・あづみの国際DAY! 2025は市制施行20周年記念事業「共生フェスタ(仮称)」(10月4日(土)・5日(日)内で開催予定。
2-1-1	拡充	共生社会づくり広報紙を通じた意識啓発	41	人権共生課	ヘイトスピーチやハラスメント、いじめ等、国籍の違いや外国由来であることを理由とした差別や人権侵害をしてはならないということを、広報紙により啓発していきます。	・共生社会づくり広報紙「きらり」第5号(10月24日発行) ・共生社会づくり広報紙「きらり」第6号(3月20日発行) ※「きらり」は全戸に配布。	・共生社会づくり広報紙「きらり」の表記では、漢字へのルビ振りを実施。できるだけ平易な表現とすよう努めている。 ・「やさしい日本語」を使うことにより、かえって分かりづらい表記になってしまうことがある。	○	共生社会づくり広報紙「きらり」第7号(10月発行予定)、第8号(3月発行予定)を発行し、市民等に向けた啓発を行う。
2-1-2	継続	国際交流基金助成による団体支援	41	人権共生課	国際交流基金を活用し、市民による自主的な多文化共生・国際交流活動を支援します。また市の広報紙等で多文化共生・国際交流団体の活動内容を紹介し、多文化共生や国際交流活動に興味のある市民と団体をつなげます。	・多文化共生支援団体の1つから補助金交付申請を受付。 ・共催事業や共生社会づくりフォーラムで入会案内チラシを配布した。	多文化共生支援団体に対して交付した補助金額は61,211円。予算額は492,000円で、申請そのものが少ない。補助金の内容に問題がないか検証が必要。	○	・安曇野市国内友好交流及び国際友好交流推進事業補助金の申請方法等について、打合せ等で多文化共生支援団体と情報共有する。 ・補助内容について見直しが必要か検討する。 ・人権啓発イベント等で各団体の入会案内チラシを配布して団体の活動を周知し、共催事業を広報紙「きらり」で紹介する。
				政策経営課		・令和6年度は、令和7年3月11～22日の日程で、姉妹都市のオーストリア共和国クラムザッハへ青少年を派遣しました。クラムザッハへの青少年派遣は安曇野市としては2回目でH24年以来13年ぶりの実施。令和5年に交流30周年を迎えたクラムザッハとの交流について、若者世代にも取り組みを広げ引継いでいくことを目的に、市内在住の高校生世代を対象に参加者を募集。これに対し65名の応募があり、作文や面接で派遣者8名を選抜。派遣中クラムザッハには1週間ほどホームステイしながら滞在し、関係者との交流を深めたほか現地の文化や風土に触れた。	クラムザッハとの交流については、R5年度の相互訪問における首長懇談において「特に若者世代の交流促進が必要」との認識が一致し、今回の青少年派遣の実施に繋がった。今回は現地での滞在をホームステイ型とし、滞在期間も1週間と長めの設定したことにより、現地関係者と深いつながりを持つことができ、クラムザッハとの交流における次世代の担い手育成につなげることができた。なお、クラムザッハは人口5000人程度の小さな村であり、ホームステイ先を多く確保することが難しかったため、今後も同様の派遣事業を継続するにあたっては、派遣者数等先方と入念な調整が必要。		令和7年度は、6年度派遣事業の報告や事業の周知をインターネット等も活用しながら実施するとともに、安曇野クラムザッハ友好会の事業を支援することで、クラムザッハとの交流活動について市民への啓発に取組む。

施策番号	取組	施策名	ページ	課名	施策の方向性(共生社会づくり計画記載事項)	令和6年度具体的取り組み	令和6年度の取り組みに対する評価・課題等	達成度	令和7年度の取り組み案
2-1-3	継続	アンケート調査の実施等	41	人権共生課	外国籍市民の意見を聞くために、アンケート調査を多言語により実施します。	なし	なし	×	令和8年度実施予定
2-1-3	継続	目標値に対する進捗管理	41	人権共生課	施策の推進について、可能な限り目標値を設定し、各担当課に目標に対する達成度や施策の進捗を確認することで、進捗状況を把握しながら必要な施策の推進を図り、年に一度目標に対する達成度を公表します。	・各課に進捗状況を確認し、表にまとめた。	・庁内に進捗状況の確認をすることで、担当者に対する意識づけの機会となった。	○	引き続き進捗管理を行うとともに、必要に応じて各課と連携を図る。
2-2-1	拡充	ホームページの多言語表示及び自動翻訳サービスの運営	43	秘書広報課	市のホームページを多言語に自動翻訳できるサービスを運営するとともに、自動翻訳の精度向上に取り組みます。	・人権共生課と協議を行いながら翻訳の精度向上に向けた調整・作業を進めた。	・職員研修と広報委員会で音声読み上げや外国語翻訳をしやすい表現や記事の作り方を周知した。 ・アクセシビリティガイドラインを作成した。	○	・令和6年度に引き続き、自動翻訳の精度向上に取り組みと運用・管理を行う。 ・市ホームページのやさしい日本語の精度を高めるため、随時修正作業を行う。
				人権共生課		・市ホームページをやさしい日本語で表示する機能の向上のため、修正作業を行った。	・システムを導入した7月からのアクセス数は累計7,164件。 変換後の「やさしい日本語」がわかりにくいと きがあり、確認次第、修正をしている。		
2-2-1	新規(早期)	日本人住民を対象としたやさしい日本語の普及	43	人権共生課	市職員に対する「やさしい日本語」研修を実施します。また出前講座を活用し、「やさしい日本語」の普及を図ります。	・「やさしい日本語」の普及に取り組んでいる神戸市の担当職員に講師を依頼して、神戸市における外国籍市民の現状や「やさしい日本語」取組みのキッカケ等をオンラインで講演いただいた。 ・上記研修に併せて、行政文書やホームページでの「やさしい日本語」の活用について説明した。	・やさしい日本語の活用については、「内容が具体的で分かりやすい」と高い評価を得た一方で、神戸市職員の講演については、「多文化の内容ではないか？」との意見もあり、講演内容について、事前の打ち合わせで企画意図をしっかりと理解してもらうべきであった。	△	・職員研修等により、「やさしい日本語」の庁内での普及・活用を推進する。 ・出前講座により市民等への普及啓発を図る。 取組を継続して実施する。
				地域づくり課		・「協働のまちづくり出前講座」では、人権共生課が担当するメニュー「77多様性を尊重し合う共生社会づくりをすすめるために」において、受講者の希望に応じて「やさしい日本語」をテーマにすることも可能として対応した。	・「77多様性を尊重し合う共生社会づくりを進めるために」の講座申込回数は4回だったが、「やさしい日本語」に関する受講希望は無かった。		
2-2-2	継続	外国籍市民等に向けた日本語教室の開催	43	生涯学習課	外国籍市民等に対し、日常生活で使用する日本語と共に、日本の生活ルール、習慣や文化の違いを学ぶ機会を提供します。また日本語学習を支援する者としての基礎知識を備え、共生を支援する「日本語教師」「日本語交流員」「日本語ボランティア」などが、外国籍市民等と地域社会との橋渡し役を担うことが出来る体制をつくり、レベル・ニーズに応じた日本語学習機会を増やします。	・「安曇野市オンラインモデル日本語教室」の開催。初中級クラスのオンライン教室全15回と対面教室1回を開催。対面の日本語教室が遠いため通えない、日時が合わない学習者でも、オンラインの教室を開講することで、日本語や生活の情報を得ることを目指す。	・「安曇野市オンラインモデル日本語教室」を8月～11月にかけて開催した。県と市教育委員会、安曇野市国際交流協会が連携してオンライン15回、対面1回の教室を開催し、延べ114人が参加した。教材はいろどりを活用するだけでなく、副教材として新規作成したやさしい日本語版「安曇野市 生活のガイドブック」を活用し、防災やごみの出し方等を市担当課職員が説明することで、講座受講者、学習支援者、市職員等の多文化共生に対する意識醸成を図ることが出来た。受講者のレベルの差への対応や通信環境が課題。	○	・豊科、穂高、三郷、明科地域において「日本語教室」を委託事業により実施。 ・オンライン日本語教室事業を、県モデル事業から市の直営事業として実施。 やさしい日本語版「安曇野市 生活のガイドブック」を更新し、日本語学習の副教材として提供する。 当市での長野県地域日本語教育の体制づくり事業が終了となるため、引き続き、学習の機会が確保できるよう協力していく。
				人権共生課		・長野県地域日本語教育の体制づくり事業である「安曇野市オンラインモデル日本語教室」に協力した。	やさしい日本語版「安曇野市 生活のガイドブック」(第3版)を作成、日本語学習の副教材として提供した。(発行部数:1,000部) オンライン日本語教室では、授業の中で窓口について紹介した。		

施策番号	取組	施策名	ページ	課名	施策の方向性(共生社会づくり計画記載事項)	令和6年度具体的取り組み	令和6年度の取り組みに対する評価・課題等	達成度	令和7年度の取り組み案
2-2-3	継続	日本語を母語としない児童生徒に対する日本語指導支援員の派遣	43	学校教育課	日本語を母語としない児童生徒に対して日本語指導及び生活習慣の指導補助を行える人材を派遣し、児童生徒の日本語の学習と学校生活への適応を支援します。また、担当課と支援者による会議を企画します。	・左記の取り組みを引き続き進めるとともに、支援が必要な児童生徒が必要な支援を受けられるように支援団体との連携に努めた。	・全17小中学校に在籍する外国籍等児童生徒で、日本語支援を希望する場合、日本語学習できる支援員を派遣した。支援団体の協力が不可欠であり、担当課が学校との間に入り調整しているが、円滑な支援が図れるよう、継続して連携を図っていく。	○	・今後も外国籍等児童生徒が安心して日本語学習ができるよう、現在の体制を維持しつつ、拡大について検討も必要である。
2-2-3	継続	就学年齢の外国籍の子どもたちの状況把握	43	学校教育課	就学年齢にある外国籍の子どもたちの保護者に対し、就学案内を行うとともに、その就学先の把握に努めます。市内の小中学校へ就学を希望する場合には柔軟な対応により手続きを進めます。	・市民課と連携して、転入時の学校教育課の窓口対応において、市内小中学校が外国籍児童生徒をスムーズに受入できるよう調整に努めた。	・市民課と連携して、転入時の学校教育課の窓口対応において、市内小中学校が外国籍児童生徒をスムーズに受入できることになった。 ・就学を希望した場合は、学校との連絡調整や学校と連携して家庭訪問を取り組んだ事例もあった。就学に伴い日本語の習得に不安がある場合は、日本語支援等の事業を活用できるように配慮した。	○	・市民課と連携して、転入時の学校教育課の窓口対応において、市内小中学校が外国籍児童生徒をスムーズに受入できるよう継続して支援していく。
2-3-1	拡充	外国籍市民相談窓口の充実	45	人権共生課	外国籍市民等の日常生活や市政に関する相談窓口の充実を図ります。またセンター機能の整備についても今後検討します。	外国人受入環境整備交付金を活用して、窓口を運営。会計年度任用職員2名にて対応。常設化で利用しやすくしている。(月曜日～金曜日9:00～12:00、13:00～17:00)映像通訳サービス等により20言語と「やさしい日本語」に対応し、19言語で3者間通話に対応。	会計年度任用職員を継続して任用。サービスの維持に努めた。 相談件数は累計1,444件、前年度と比較して同程度の件数となった。	○	引き続き、外国人受入環境整備交付金を活用し、「外国籍市民相談窓口」の運営を行う。
2-3-1	拡充	タブレット端末等の活用促進	45	行革デジタル推進課		・機器等の利用情報提供、及び、担当課からの活用に関する相談に対応した。	・機器等の利用情報提供・情報収集、及び、担当課からの活用に関する相談に応じ支援を行った。	○	・機器等の利用情報提供、及び、担当課からの活用に関する相談に対応する。 ・機器等の業者からの情報収集。
				人権共生課	各窓口でのタブレットや自動翻訳機器の活用促進を図ります。	・外国籍市民相談窓口に加え、障がい者支援課、支所(4カ所)、健康支援センター、ふるさとハローワークの窓口で、映像通訳サービスを利用できるようにした。 ・他課で利用希望があった場合に貸出しを行った。	・支所等へ来庁した日本語が不自由な市民に対して母国語で対応できる機会が増えた。(使用件数は21件) ・庁内への貸し出しは12件、外国籍市民相談窓口でのタブレットの使用回数は50件あり、サービスが浸透しつつある。		
2-3-1	継続	外国籍市民等を対象とした相談会の開催	45	人権共生課	外国籍市民等を対象とした相談会を実施します。	「あづみの国際DAY! 2024」(8月11日開催)において県多文化共生相談センターのブースを出展した。	・県の相談体制等についてPR、来場者への周知する機会となった。 ・会場のにぎやかな雰囲気もあり、当日に相談をする人は少なかった。 ・市役所内に相談窓口を常設しており、予約なしでも相談できるため、特設の相談会の必要があるのか検討が必要。	○	・特設の相談会の必要性について検討する ・市役所内に常設設置されている相談窓口の周知をイベント等で行う。 ・県多文化共生相談センターのイベント出展について調整する。
2-3-2	新規(早期)	やさしい日本語版「安曇野市暮らし生活のガイドブック」の配布	45	人権共生課	外国籍市民等が市内に転入する際に、防災・保健・医療・教育・税金・子育て・生活のルール(ゴミ・交通)等を「やさしい日本語」でわかりやすく記載した「安曇野市暮らしのガイドブック(仮称)」を配布する。	・やさしい日本語版「安曇野市 生活のガイドブック(第3版)」を4月に発行(発行部数:1,000部)、窓口や地域の日本語教室で配布した。 ・「外国人の生活マニュアル」を6言語で作成、転入時等に窓口で配布した。	・修正を重ねる中で、第3版は多めに増刷した。 ・日本語が全くできない外国籍市民向けに新たにマニュアルを作成することで、ガイドブックでは対応できていなかった人(入国直後など)に対応できた。	○	掲載情報の更新を行い、日本語教室等での活用、窓口等での配布を行う。
				地域づくり課		・暮らしのガイドブックは3年ごとの更新であり、令和6年度の取り組みは特になし。(次回更新作業は令和8年度)	・暮らしのガイドブックは3年ごとの更新であり、令和6年度の取り組みは特になし。(次回更新作業は令和8年度)		
				市民課		・転入の際に、必要な方には窓口にてガイドブックを配布した。	・必要な方にガイドブックを配布できている。		

施策番号	取組	施策名	ページ	課名	施策の方向性(共生社会づくり計画記載事項)	令和6年度具体的取り組み	令和6年度の取り組みに対する評価・課題等	達成度	令和7年度の取り組み案
2-3-2	拡充	公衆無線LAN環境の整備拡充	45	行革デジタル推進課	公衆無線LAN サービスのアクセスポイントを拡充します。	・共生社会づくりを目的としたスペース構築の支援を行った。	・公衆無線LANの利用者への接続サポートを実施	○	・公衆無線LAN環境を継続する。 ・公衆無線LANの利用者への接続サポートを継続する。
2-3-2	継続	観光情報サイトを通じた情報発信	46	観光課	市内の「観光スポット」「イベント情報」などを多言語で発信します。	・外国語対応のHPを、海外の方にもわかりやすい内容にリニューアルした。	・海外の方の認知度が高い「わさび」を前面に出したHPとしたことにより、シンガポールで開催された「Japan Rail Café」等で、FIT(海外個人旅行)向けの誘客ツールとして活用することができた。	○	・FITの誘客に向け、活用の始まっている安曇野観光メタバースや観光アプリとHPとの連携を図っていく。
2-3-2	新規(中長期)	定住希望者が安心して暮らし続けるための就労支援	46	商工労政課	ハローワーク等と連携し、就労に繋がる情報を提供します。	・ハローワーク松本とチャレンジ面接会及び就職面接会を共催し、情報発信及び会場設営に協力した。(年4回) ・内定者及び入社3年以内の社員を対象とした職場定着セミナーを開催し、若年労働者の職場定着を促した。(年2回)	・松本ハローワークと共催でチャレンジ面接会3回と、就職面接会1回を実施し、多くの方が来場した	○	・ハローワーク松本とチャレンジ面接会及び就職面接会を共催し、情報発信及び会場設営に協力する。(年4回) ・内定者及び入社3年以内の社員を対象とした職場定着セミナーを開催し、若年労働者の職場定着を促す。(年2回)
2-3-2	継続	観光ガイド事業等の実施	46	観光課	来訪者の多様なニーズに対応できるよう観光ガイドを育成し、ハラル対応など受け入れ体制の充実を図ります。	・第2次安曇野市観光振興ビジョンに基づいた、多様な宗教などの受入環境づくりやヴィーガンなどの食事上の制限の対応ができる受入環境づくりを推進。	・訪日外国人の旅行形態がFITなどに移行してきており、ターゲットとする国の優先度を明確にすることが難しくなっていることから、観光振興ビジョンの見直しなどが必要となってきている。	○	・引き続き、観光協会・商工会と共に、ハラル等の受入可能な飲食店の掘起こしを進める。 ・リニューアルしたHPを活用し、FITが自分でガイド(地域通訳案内士等)を活用できる仕組み作りを行うっていく。
2-3-3	継続	安曇野市防災マップ(多言語版)の配布	46	危機管理課	多言語版で作成した防災情報を盛り込んだ安曇野市地図及び災害対策についてのマニュアルを、窓口で配布します。	・転入者及び希望者へ引き続き窓口配布を継続する。 ・防災マップの大幅改訂においても引き続き多言語版で発行する。	・転入者及び希望者への窓口配布を継続実施した。 ・防災マップ改定にあたっては簡易な日本語を用いるように努めた。	○	・転入者及び希望者への窓口配布を継続する。
2-3-3	継続	避難場所標識の多言語化	46	危機管理課	避難場所標識の多言語化を進めます。	・今後、新規設置及び名称変更等があった場合は、随時対応する。	・新規設置及び名称変更等があった場合に随時対応する方針だが、当該年度は実績なし。 (既存の指定緊急避難場所及び指定避難所看板は多言語化対応済)	○	・今後、新規設置及び名称変更等があった場合に、随時対応する。 (移転後の三郷東部認定こども園で予定あり)
2-3-3	新規(早期)	外国籍市民等に向けた防災教室の実施	46	危機管理課	外国籍市民等が災害に対する基礎知識が学習できるように、地域の日本語教室と連携し、防災教室を実施する。	・開催の要望があった場合は、実施可能。 ・ただし、通訳等の確保が課題であり、調整を進めたい。	・生涯学習課からの依頼により職員が日本語学校に通う学生対象に防災に関する講話を実施(R5.10.26オンラインで実施)	○	・引き続き出前講座等の申込があれば、実施に向けて検討する。
			46	生涯学習課		・関係課と連携を図り、日本語教室の中で、災害に対する基礎知識を学習できる機会を設けた。	・「安曇野市オンラインモデル日本語教室」において2回実施。(10月3日、10月12日)		
2-4-1	新規(中長期)	区に対する理解促進	47	地域づくり課	外国籍市民等にもわかりやすいやさしい日本語やルビ等を活用したチラシを配布するなど、地域活動について周知、啓発に取り組むとともに、多文化共生の取り組みについて情報提供をするなど、区に向けても理解を求めていきます。	・市区長会では、平成29年度に作成した「コミュニティマニュアル」に、外国人世帯への関わり方を記載する他、令和元年度には「地域で暮らす外国人住民とのコミュニケーションについて研究し、まとめたものがあることを、各地域区長会研修で説明した。	各区において、担い手不足や区脱会等に対する課題感が大きく、外国籍市民への関わり方について関心が乏しい。	○	取組を継続して実施します。

施策番号	取組	施策名	ページ	課名	施策の方向性(共生社会づくり計画記載事項)	令和6年度具体的取り組み	令和6年度の取り組みに対する評価・課題等	達成度	令和7年度の取り組み案
2-4-2	拡充	外国籍市民等の意見交換会の実施	47	人権共生課	外国籍市民等による意見交換会を実施し、外国籍市民の意見を市政にも反映させます。	・市内3地域の日本語教室を訪問し、日本語学習者や支援者と意見交換を行った。	・参加した日本語学習者20人、ボランティア等の関係者22人。 ・日によって日本語学習者数の変動があり、意見交換に適さない場合もあった。ある程度の人数がいた方が意見が出やすいと考えられる。 ・ボランティア等の関係者からは、普段の外国籍市民から寄せられた相談内容や接している中での困りごと等を聞くことができた。	○	・より多くの外国籍市民との意見交換ができるよう、別のイベントと併せて実施できるよう検討する。
2-4-2	新規(中長期)	外国人ボランティアの活用拡大	47	観光課	外国人が、通訳や地域のボランティアとして活躍できる場を広げます。	・第2次安曇野市観光振興ビジョンに基づき、観光関連外国人就労者と連携した情報発信、誘客などを推進。	・外国語に対応した地域通訳案内士が仕事として活動を行っていることから、今後、外国人の方がボランティアとして活動をするようになった場合、活動範囲の調整が必要となる。	△	・地域通訳案内士の活動と連携して取り組むことができるのか、引き続き地域通訳案内士と検討をしていく。
				人権共生課		・日本語deスピーチ大会、共生社会づくりフォーラムで多文化共生支援団体の案内チラシを配布した。 ・イベントの開催案内をツイッターで英語で発信した。	イベントでの案内チラシの配布及びX(旧ツイッター)の英語での発信を継続して行ってきたが、個々の活動に結びついていない。		関係課等と連携して、積極的な情報発信を行う。 協力確認書提出企業に対する案内の検討をする。
3-1-1	拡充	共生社会づくり広報紙を通じた意識啓発	50	人権共生課	人権等に関する記事を載せた共生社会づくり広報紙を発行し、市民の意識啓発を図っていきます。	・共生社会づくり広報紙を年2回(10月・3月)発行し、わかりやすい印刷物やみんなが楽しめるイベントのユニバーサルデザインについて広報を行った。	・全戸配布の広報紙にユニバーサルデザインの考え方や具体例を示したことで、市民の方への意識啓発へつなげられた。	○	市のホームページや共生社会づくり広報紙「きらり」等に、ユニバーサルデザインに関する情報を掲載し、啓発を行う。
3-1-1	拡充	ユニバーサルデザインに関するシンボルマークの周知	50	人権共生課	マタニティマークやヘルプマークなど、理解と支援を求めるマークの周知をします。	・12月の人権週間に合わせ、貞享義民記念館で開催した「安曇野から考える人権展」において、マタニティマークやヘルプマークの展示を行った。	・クイズ方式の展示にしたことで、ただ見るだけでなく、楽しみながらマークを学べる機会になった。 ・貞享義民記念館で展示を行ったことで、他の公民館からも展示をしたいという要望があり、貸出を行った。より多くの市民の目に触れる機会となった。	△	・展示を活用しながら、引き続き周知を行っていく。
				健康推進課		・妊娠届出時に妊婦へマタニティマークのキーホルダーを配布。 ・全戸配布する「健診こよみ」にマタニティマークについて掲載。	・妊娠届出時に妊婦へマタニティマークのキーホルダーを全員に配布することができた。(配布数485件) ・全戸配布する「健診こよみ」内でマタニティマークについて周知を行った。		・妊娠届出時に妊婦へマタニティマークのキーホルダーを配布。 ・全戸配布する「健診こよみ」内でもマタニティマークについて周知。
				障がい者支援課		・ヘルプマークやヘルプカード、信州パーキングパーミット制度の理解、利用促進を障害者週間や広報にて周知する。	相談、案内等必要な支援を実施している。 発行件数 ヘルプマーク:294件、ヘルプカード:6件、パーキングパーミット:1,129件(R7.3月末時点)		実施を継続。 ヘルプマークやヘルプカード、パーキングパーミットを、引き続きHPや窓口の掲示で周知をする。
3-1-1	新規(早期)	市民に向けた社会施設におけるユニバーサルデザインの啓発	51	文化課	市民にユニバーサルデザインを知ってもらうことや多様性への理解を広げるため、幅広い年齢の市民が集まる図書館等の社会教育施設において、ユニバーサルデザインに関する周知、啓発に努めます。ユニバーサルデザインや性的マイノリティ、自閉症や発達障害に関する図書等の収集や貸出、展示等を行います。	・貞享義民記念館にて、長野県人権啓発センターの協力による「人権ポスター展」を開催(8月24日～9月1日) ・全国人権週間・月間にあわせて、貞享義民記念館と人権共生課に連携による「安曇野から考える人権展」を開催(12月3日～20日)	・「人権ポスター展」では、差別や偏見等に関する長野美術専門学校生による最新作を展示し、多様な視点から人権問題に触れた作品が多いが、集客に課題がある。参加人数14人。 ・「安曇野から考える人権展」は、全国人権週間・月間に合わせて、人権共生課の人権啓発資料を展示した。参加者41人。	△	・図書館にて、ユニバーサルデザインに関する図書展示をおこなう。 ・貞享義民記念館で、「人権ポスター展」及び「安曇野から考える人権展」を継続して行う。
				生涯学習課	・各公民館において、人権に関する作文やポスターなどの展示を行った。 ・人権学習に関する情報を発信した。	・各地域公民館において人権に関する展示を実施しており、広く市民に人権に関する情報を発信している。	・各公民館において、人権に関する作文やポスターなどの人権に関する作品等の展示を行う。 ・人権学習に関する情報を発信する。(各地域公民館発行の「人権だより」等)		

施策番号	取組	施策名	ページ	課名	施策の方向性(共生社会づくり計画記載事項)	令和6年度具体的取り組み	令和6年度の取り組みに対する評価・課題等	達成度	令和7年度の取り組み案
3-1-2	新規(中長期)	業務に生かせる職員の育成	51	人権共生課	共生社会づくりやユニバーサルデザインの研修を行い、特性の理解を深めることにより、職員の意識や接遇の向上を図り、「ユニバーサルデザインの安曇野市役所」の実現を目指します。	・10月にユニバーサルデザインに関する職員研修を実施。	・実施後のアンケートで、満足度及び理解度100%となっており、来庁者の対応についても改善したいという意見が多かったことから、実践的で効果的な研修となった。	△	・引き続き、職員研修(7月予定)を実施する。
				職員課		・共生社会やユニバーサルデザインに対応した接遇マニュアルの改訂を進めた。	・「ユニバーサルデザインの安曇野市役所」の実現のため、ユニバーサルデザイン研究会(人権共生課)を実施した(10月18日)。 ・外国人相談窓口の運営研修(JIAM)に1名が参加。		・人権共生課と連携した研修の実施や、外部研修への参加を促し、職員の意識や接遇の向上に努める。
3-1-2	継続	教職員等の意識の高揚	51	学校教育課	全ての教職員がユニバーサルデザインの視点を含めた様々な人権問題について理解と認識を深め、高い人権意識・感覚のもとで教育活動を行います。	・安曇野市教職員資質向上研修会で、子どもとの関わりや技術のみならず、自身の生き方についても見つけ直すとともに、各種人権教育研修講座への参加を呼びかけ、教職員の人権尊重の意識を高めた。また、子どもが日常的に意見を表明することができ、大人も子どもの意見に耳を傾ける意識を高めた。	・安曇野市教職員資質向上研修で、非教育者の視点からの学校教育への願いをテーマとした講演を実施。教職員416人が参加。医療や行政の立場も経験した講師からの、学校教育に対する願いや講師自身の生き方の思索から、参加者自身の生き方、教育に携わる者としての心がけについて反省し、意識等を磨き直す時間とできた。	○	教職員研修においては、一人ひとりに応じた関わりについて学び考える場となるよう、人権教育や資質の向上に関わるテーマで企画する。児童生徒も参加する学校の行事等の推進にあたっては、有志による協働やアンケート等を用いながら、児童生徒の意見も反映していく。
				こども園幼稚園課		・支援の必要な子どもや外国籍の子どもであっても生活しやすい環境を整えた。 ・保育士を対象とした研修会を年3回程度開催し、子どもの人権や不適切な保育について学んだ。	・各園で作業療法士による研修会を年1回行い、支援の必要な子どもたちの自己肯定感が育っている。また、保育士向けの研修も2月に実施した。 ・不適切保育について、園長会・主任会で話し合い、各園でも話し合いの場を設け、適切な係わり方を継続することができている。		・支援の必要な子どもたちの自己肯定感を高め、インクルーシブ保育の実施を行っている。 ・支援児保育、不適切保育の研修会を実施し、保育士の学びの場を作る。
3-1-3	継続	子どもの意識の育成	51	学校教育課	人権を尊重し、多様性を認め合い、思いやりのある心を育むこと、共生社会を築いていく意欲を高めることを目指し、学校等においてユニバーサルデザインの視点を含めた様々な人権教育を推進していきます。	・特別支援学校に在籍する児童生徒に係る副学籍の活用と交流及び共同学習を進めた。また、専門家を講師にした情報モラル講座の実施や指導主事による出前講座を通してSNS等の利用における人権教育を推進した。	・特別支援学校に在籍する児童生徒全員を対象とした副学籍の活用と交流及び共同学習を実施。対象の児童生徒(保護者)の希望を全て確認し、一人ひとりに応じた交流の方法を個別に相談しながら進めた。情報モラル講演会は全17小中学校で実施した。SNS等の利用について見直す機会とし、人権教育に繋げた。	○	・副学籍の活用と交流及び共同学習は、子どもと保護者の思いを尊重しながら、一人ひとりに合わせた方法での交流となるよう努めている。情報モラル等は学年や発達に応じて、子ども・保護者ともに継続的な啓発と実施に取り組む。
				こども園幼稚園課		・一人ひとりの個性を認め合い、その子にあった保育内容とした。 ・様々な友だちとのかかわりの中で、他者の存在を知る環境づくりを行った。 ・子どもの人権を尊重した、言葉がけを行い、意思の確認ができる保育を行った。	・一人ひとりの個性を大切に、認め合うことで、自信を持って行動する力が育ってきていた。 ・保育士が手本となることで、子どもたちも言葉がけ等を気をつけようとする姿が見られるようになった。		・子どもの人権を大切に、一人ひとりに寄り添い認め合う保育を実施していく。
				子ども家庭支援課		・子どもに関する施策に、子どもの意見が広く反映できる仕組みづくりに向け、調査、研究を行う。	地区子ども会活動では子どもたちの自主的な活動を普及推進し、地域の活性化につながるよう支援。子どもが地域の一員として活躍できる機会を増やすよう努めている。		子どもたちにとって身近な地域の活動に子どもの意見が反映される経験を増やし、地域・社会の一員としての自覚を助長できるよう支援する。
				生涯学習課		・学校教育と地域社会の多種多様な教育・学習活動が連携・融合した事業や授業を行う、学社連携事業(地域人権教育推進協議会)のなかで、人権学習授業参観や、研修会を開催した。 ・夏休み期間に小学生を対象とした公民館講座等を実施した。	・学社連携事業や小学生向け講座、親子講座について、各地域公民館を中心に計画に沿って実施した。		・学社連携事業や小学生向け講座、親子講座について、各地域公民館を中心に計画に沿って実施。

施策番号	取組	施策名	ページ	課名	施策の方向性(共生社会づくり計画記載事項)	令和6年度具体的取り組み	令和6年度の取り組みに対する評価・課題等	達成度	令和7年度の取り組み案
3-1-3	拡充	イベントの実施	51	人権共生課	ユニバーサルデザインに対する一人ひとりの意識を高め、知識の普及と理解を深めるため、市民・事業者とともに啓発イベントを実施します。	・第3回共生社会づくりフォーラムを開催(7月29日、37人参加)。ワーク・ライフ・バランスをテーマにワークショップを交えた参加型の講座とし、参加者同士で意見の交換や共有を行った。 ・共生社会づくり講座「誰もが安心できる社会とは？」を開催(4月5日、56人参加)。多様な人を受け入れる心のユニバーサルデザインを具体的に講演いただいた。	・共生社会づくりフォーラムの満足度は90%、共生社会づくり講座の満足度、75.6%。より気軽に参加できる工夫が必要。	○	・共生社会づくりフォーラムを「共生フェスタ」の一つとして、他のイベントと合同で行い、より参加しやすいイベントとする。(令和7年10月4日開催予定)
				生涯学習課		・12月開催の人権のつどいにて、安曇野市企業人権教育推進協議会と共催で、誰もが働きやすいダイバーシティな職場づくりについての講演会を行った。市民だけでなく、安曇野市企業人権教育推進協議会加入企業や人権に携わる地域の方にも参加する講演会となった。	・「人権のつどい」において、人権の視点から「人を活かす経営」をテーマにした講演を通し、一人ひとりを大切にする社会のあり方について情報発信した。		・人権教育の推進については、「推進計画」の形式にこだわらず、総合的な人権施策基本方針等と連携・統合することも視野に、人権教育関係者、及び市民に伝わりやすい方法を検討します。
				障がい者支援課		・理解促進研修・啓発事業(市民を対象にした講演会、研修会等を年間1回実施) ・手話奉仕員養成研修(R6は入門編を実施)	理解促進研修・啓発事業は、12月14日に実施。また、障害者週間に合わせて、本庁舎ロビーにてパネル展を12月2日から10日まで実施。		今後も理解促進研修・啓発事業は、実施を継続予定。市制施行20周年記念を契機に、手話言語国際デーや障害者週間等に合わせ各種ライトアップを計画中。
3-1-3	継続	地域における交流の機会づくり	52	スポーツ推進課	スポーツ、音楽、芸術イベント等において、年齢、障がい、国籍、個々の能力に関わらず様々な人が交流できる場や機会を提供します。 ・アスリートとの交流 ・ユニバーサルスポーツ、障がい者スポーツの振興 など	・ボッチャやウォーキングサッカーなど、誰でも楽しめるユニバーサルスポーツを体験できる企画を実施。	ユニバーサルスポーツ体験事業として「ファミリースポーツカフェ」の中で、モルック体験及びウォーキングサッカー教室を実施した。参加者数:全2回・延べ20名(受託者:安曇野総合型地域スポーツクラブ スポネット常念)例年中学生を対象に実施している「安曇野ジュニアスポーツ選手育成事業」では、本年度から競技の経験・未経験を問わず、希望するすべての生徒が参加できるように範囲を広げて募集を行った。参加者数:全8回・延べ497名	○	ユニバーサルスポーツやアーバンスポーツ体験会等、様々なスポーツ体験ができる機会をつくる。市が主催するイベントにおいて、親子、家族で楽しめる催しやニュースポーツ体験会などを開催していく。
				文化課		・0歳からのミニコンサート(幼児及び子育て中の保護者が気軽に参加できるコンサート)の実施(5月31日・11月8日 各2回公演) ・藝大ファミリーコンサート(東京藝術大学音楽学部による誰でも気軽に参加できるコンサート)の実施(10月14日) ・穂高交流学習センターにてNPO法人と共催で、障がいのある方たちと地域の一般参加者、アーティストが制作した絵画とそのプロセスの展示(9月25日～10月8日)	・0歳からのミニコンサートに計200人の来場者を得た。幼児と子育て中の保護者に音楽鑑賞を楽しめる機会を提供できた。 ・藝大ファミリーコンサートに140人の来場者を得た。幅広い年齢層の市民等に音楽鑑賞を楽しめる機会を提供できた。 ・穂高交流学習センターでの障がい者等のアート展の開催により、彼らの芸術活動の魅力を市民の方々に広く知ってもらうことができた。		・幼児及び子育て中の保護者が気軽に参加できるコンサート・0歳からのミニコンサートを5月と10月に実施予定。 ・誰でも気軽に参加できる東京藝術大学音楽学部による藝大ファミリーコンサートを2月に実施予定。
3-1-3	新規(早期)	当事者参加による事業の推進	52	人権共生課	個々の違いを尊重しつつ、全ての人が使いやすい安全で安心な環境をつくるため、各所属における取り組みにユニバーサルデザインを取り入れ、様々な立場の人が関わりながら市の事業を進めていきます。	各課における審議会や市民が参加する会議等において、様々な方が参加できるよう配慮し、事業を進めていくよう促した。	・審議会等の女性比率は、26.2%と昨年度と比較して0.9ポイント増加している。庁内掲示板にて周知することで、相談等を受ける機会も増えており、一定の効果は得られているものの、目標値までは、かなり差がある。	○	・担当課と連携を図り、庁内掲示板等で働きかけを行う。

施策番号	取組	施策名	ページ	課名	施策の方向性(共生社会づくり計画記載事項)	令和6年度具体的取り組み	令和6年度の取り組みに対する評価・課題等	達成度	令和7年度の取り組み案
3-1-3	継続	市民活動の支援と協働のまちづくりの推進	52	地域づくり課	市民活動サポートセンターで、情報の収集・発信、研修、コーディネートを行うなど、市内で公益的な活動に取り組むあらゆる市民活動を支援し、協働のまちづくりを推進していきます。	・人権共生課と連携し、人権共生に関する情報を市民活動サポートセンター登録団体へ提供した。 ・共生社会の実現に取り組む市民活動団体について情報収集に努めた。	・人権共生に関するイベント情報をサポートセンター登録団体向けに提供できた。 ・人権共生に関わる市民活動サポートセンター登録団体数は、令和6年度末で8団体であった。	○	取組を継続して実施します。
3-2-1	新規(早期)	ユニバーサルデザインガイドブックの検討・作成	53	人権共生課	市、市民、地域活動団体、事業者が配慮すべきユニバーサルデザインの項目を検討し、ガイドラインとしてまとめ、「やさしい日本語」や多言語化、図記号・絵記号(ピクトグラム)の活用について周知を図り、広く市民に向けて活用を促します。	・職員研修や各種イベントの際に設置、配布を行った。 ・共生社会づくり広報紙「きらり」にて、ガイドブックの内容の一部を記事にし、紹介した。	・研修やイベント時に配布等を行ったが、広く市民に活用を促すことにはつながっていない。より有効的な活用方法の検討が必要。	△	・より有効的な活用方法の検討を行う。 ・共生社会づくり広報紙「きらり」にて事例等の紹介を行い、ガイドブックの内容について理解促進を図る。 ・出前講座は継続。
3-2-1	拡充	不当な差別的取扱いへの対応	53	人権共生課 生涯学習課	市民一人ひとりの人権意識の高揚のため「人権教育・啓発推進計画」を策定し、安曇野市差別撤廃人権擁護審議会において、差別撤廃と人権の擁護に関する重要な事項を調査審議します。	・安曇野市差別撤廃人権擁護審議会の開催。 ・県及び県内自治体に参加しているインターネット上のモニタリング研究会への参加。 ・犯罪被害者支援員養成講座の受講。 ・「人権教育・啓発推進計画」のあり方について検討。	・差別事案や犯罪被害者等への対応について、知識を得ることができた。 ・関係団体等との連携を確認することができた。 「安曇野市多様性を尊重し合う共生社会づくり計画」に基づいて人権教育関係者向けのリーフレットを改訂し、人権教育の方針を示した。	△	・引き続き、差別撤廃と人権の擁護に関する重要な事項を調査しつつ、知識を深める等対応について学ぶ機会をつくる。 ・人権教育の推進については、「推進計画」の形式にこだわらず、総合的な人権施策基本方針等と連携・統合することも視野に、人権教育関係者、及び市民に伝わりやすい方法を検討する。
3-2-1	拡充	虐待、不登校、ひきこもり、貧困等の課題への対応	54	人権共生課 子ども家庭支援課 こども園幼稚園課 学校教育課	各種相談・救済・情報提供の充実を図るほか、予防のための意識啓発を推進します。	・相談窓口等について、展示イベント等において周知を図った。 ・11月の「女性に対する暴力をなくす運動」期間に合わせて、性暴力や虐待等に関する啓発パネル展や性教育講座を実施。 ・児童虐待案件については、児童相談所や警察と連携し、児の安全確保を最優先に対応を行う。 ・ひきこもり等の相談については、相談窓口の周知を図り、相談支援を行うとともに、より専門的な機関に繋ぐなどの対応を行う。 ・各種相談の窓口について、保護者へ周知した。 ・子どもの身体に異変があった時は、直ちに他課の専門窓口連絡し、指導を仰ぐように徹底した。 ・教育支援センターと各校中間教室が連携した体験的な学びの機会の創出など支援の充実に努めるとともに、新たに教育施設連携促進コーディネーターを教育支援センターに置き民間施設と学校、保護者をつなぐ支援を目指した。	・各種強化期間に合わせて展示を行い、相談窓口等の周知の機会にできた。 ・特に11月の「女性に対する暴力をなくす運動」期間には、併せてどういった言動が虐待につながるのかや周囲の人に注意すべきこと等を周知することができ、予防のための意識啓発ができた。 必要な支援を実施できている。 ・園だより等により、必要に応じて相談窓口を設けていることを周知してきた。 ・園長が相談窓口となり対応することができている。 ・子どもの安全を第一に考え、他課と協力し、適切な対応を行ってきている。 ・教育支援センターが核となり、学校に行き辛い児童生徒に対しても体験活動をはじめとした学びの機会の提供に努めた。5回の体験的な学びの機会をつくり、実施できた。教育施設連携促進コーディネーターによる民間施設等の定期訪問をのべ50回実施し、月ごと、在籍校に児童生徒の様子を報告した。	△	・引き続き、様々な方法を用いて啓発を行っていく。 ・より効果的な啓発について検討を行う。 児童虐待及びひきこもり相談については、これまでどおり相談支援を実施する。(子ども家庭支援課子ども家庭相談担当) ・園長が中心となり、保護者の相談等の対応を行っていく。 ・子どもたちの観察を行いながら、異変があった時は他課の専門窓口へ繋げる。 ・教育支援センターと民間施設で協力して、学びの機会をつくることや各種の情報共有は継続的に実施したい。学校の教育相談担当にも、相談業務に活かせる情報や民間施設に関する情報共有を図る。

施策番号	取組	施策名	ページ	課名	施策の方向性(共生社会づくり計画記載事項)	令和6年度具体的取り組み	令和6年度の取り組みに対する評価・課題等	達成度	令和7年度の取り組み案
				福祉課	各種相談・救済・情報提供の充実を図るほか、予防のための意識啓発を推進します。	・生活困窮者自立支援制度に基づく各種事業を活用していく。	まいさぼ安曇野では生活困窮に関する相談に応じ、必要な支援に繋げている。 不登校、ひきこもりの子どものいる世帯に対しては、子どもの学習支援・生活支援事業で社会的自立に向けた支援を継続している。		・生活困窮者自立支援制度に基づく各種事業を活用していく。
				高齢者介護課		・地域包括支援センターでは、高齢者の総合相談窓口として各種相談に応じ、虐待が疑われる場合には、速やかに担当係と連携を取り対応した。 ・高齢者虐待防止事業として、高齢者虐待ケース検討会を隔月で開催し、虐待対応の進行状況を確認、支援策の検討を行った。 ・課長及び担当職員と地域包括支援センター職員で構成するコアメンバー会議を開催し、高齢者虐待の有無や緊急性の判断、対応方針を決定する。	・市内3か所の地域包括支援センターでは、高齢者の総合相談窓口として本人及び家族等から介護、経済的問題、虐待や成年後見等の各種相談に対応し、3か所の合計相談延件数は12,792件であった。 ・虐待や成年後見など権利擁護に関する相談は、3か所の地域包括支援センターで合計延べ470件であった。 ・高齢者虐待防止事業として、高齢者虐待ケース検討会を隔月で6回開催し、関係部署の職員による虐待対応の進行状況を確認、支援策の検討を行った。 ・R6.7.25、R7.2.26に安曇野市高齢者・障害者虐待防止ネットワーク協議会を開催し、安曇野市の現状と各団体の取り組みを共有し、関係機関の連携を確認した。		・地域包括支援センターでは、高齢者の総合相談窓口として各種相談に応じ、虐待が疑われる場合には、速やかに担当係と連携を取り対応する。 ・高齢者虐待防止事業として、高齢者虐待ケース検討会を隔月で開催し、虐待対応の進行状況を確認、支援策の検討を行う。 ・課長及び担当職員と地域包括支援センター職員で構成するコアメンバー会議を開催し、高齢者虐待の有無や緊急性の判断、対応方針を決定する。 ・安曇野市高齢者・障害者虐待防止ネットワーク協議会を開催し、関係機関の連携を確認するとともに、虐待の防止と適切な対応を図る。
				障がい者支援課		・成年後見制度利用支援事業 ・相談者の窓口対応(初期相談を保健師等の専門職が対応、早期に適切な支援につなげられるよう総合的な相談対応を実施)	成年後見制度の利用及び権利擁護を支援する成年後見センター「かけはし」を設置することで、成年後見制度支援体制の構築を図っている。 相談件数 1件		実施を継続。 成年後見センター「かけはし」との連携強化に努める。
				健康支援課		・健康に関する相談を実施し、相談内容に応じた関係機関と連携し支援を行った。	・健康相談を実施し、内容に応じて他課や関係機関と情報共有し、支援につなげている。		・健康に関する相談を実施し、相談内容に応じた関係機関と連携し支援を行う。
3-2-1	拡充	子どもへの支援の充実	54	子ども家庭支援課	子どもの状況・ニーズに応じた適切な支援を行うため、医療、福祉、教育等の分野を含めた関係機関が連携、支援します。	・子どもの権利が最優先される「こどもまん中社会」が実現するよう、関係分野の連携により子ども施策を進めた。	子どもの成長の支援、子どもと子育て家庭を取り巻く環境の整備に向け、第2次安曇野市子ども子育て支援事業計画に基づき、関係各課の施策と連携し進捗するよう努めている。	△	第3次子ども子育て支援事業計画およびこども計画により、引き続き関係各課との連携による事業の進捗管理に努める。
				こども園幼稚園課		・保護者の不安に寄り添いながら、こども発達支援相談室、療育機関等と連携して子どもにあった支援を行った。	・保護者の気持ちに寄り添い、各種機関へ繋げることで包括的な支援ができた。 ・各種機関と連携し、個別・小集団対応等の支援を行っている。		・保護者の不安に寄り添いながら、こども発達支援相談室、医療機関等と連携して支援を行っていく。
				障がい者支援課		・市内の療育が必要な児童が安定して療育を受ける環境を拡充するために、新規の児童発達支援事業所等の開設から5年間に限り、運営経費の一部を補助。(児童発達支援等事業運営補助)また、医療的ケアが必要な児童が療育を受けられる環境(看護職員の配置)を拡充するために、看護職員の配置をし医療的ケアを行った事業所に対し看護師の人件費に相当する額を補助(重症心身障害児児童発達支援事業所医療的ケア事業等補助) ・相談者の窓口対応(初期相談を保健師等の専門職が対応、早期に適切な支援につなげられるよう総合的な相談対応を実施) ・医療的ケア児を取り巻く課題の解決に向けて、病院、学校、こども園、サービス事業所等と連携を取り支援の利用を調整し、支援のための地域づくりを行う「医療的ケア児等コーディネーター」の兼任配置。	・児童発達支援等事業運営補助については、令和5年度と同様、4件の申請あり。重症心身障害児児童発達支援事業所医療的ケア事業等補助については、令和5年度実績は1件であったが令和6年度は2件の申請あり。 ・相談者の窓口対応については、相談件数が増加してきている。継続が必要。 相談件数:382件(R7.3月末時点) ・医療的ケア児等の実態把握を行い、必要な児等への支援、関係機関等との調整を行っているが、課題解決への体制整備が必要。 医療的ケア児等把握数:32名(R6.6月末時点) 令和6年度医療的ケア児等支援実人員:10名		実施を継続。 児童発達支援事業所、医療的ケア児の受け入れのための看護師配置に対する補助金の周知。 ・専任の医療的ケア児等コーディネーターを中心に医療的ケア児等支援のためのアプローチをしていく。
				健康支援課		・乳幼児健診や各種相談を通じて、関係機関と連携し個別の状況に応じた支援に繋がった。	・随時、関係機関と連携し、個別の状況に応じた支援を実施できた。 ・乳幼児健診や各種相談から必要に応じて、こども発達支援相談室の事業へ繋がった。 延172件(前年比1件増)		・随時、関係機関と連携し、個別の状況に応じた支援を実施。 ・乳幼児健診や各種相談から必要に応じて、こども発達支援相談室の事業へ繋げる。

施策番号	取組	施策名	ページ	課名	施策の方向性(共生社会づくり計画記載事項)	令和6年度具体的取り組み	令和6年度の取り組みに対する評価・課題等	達成度	令和7年度の取り組み案
				福祉課	子どもの状況・ニーズに応じた適切な支援を行うため、医療、福祉、教育等の分野を含めた関係機関が連携、支援します。	<ul style="list-style-type: none"> 子どもの学習支援・生活支援事業を実施。 子どもの居場所づくり支援事業補助金の交付。 生活保護世帯学習支援事業の実施。 	<ul style="list-style-type: none"> 子どもの学習支援・生活支援事業では2事業者に委託し、社会的自立に向けた支援を継続している。 子どもの居場所づくり支援事業では7団体に対して補助金を交付し、子ども食堂等の運営を支援している。 令和5年度より生活保護世帯の小中学生が学習塾や習い事に通うための月謝等の経済的支援をしている。 		<ul style="list-style-type: none"> 子どもの学習支援・生活支援事業を実施。 子どもの居場所づくり支援事業補助金の交付。 生活保護世帯学習支援事業を実施。
				学校教育課		<ul style="list-style-type: none"> スクリーニングによる早期発見とスクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーを活用したチーム支援を実施した。また、子ども家庭支援課と協働して、専門家の助言を得ながら、多角的かつ必要な支援を継続している。 	<ul style="list-style-type: none"> スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーは全17小中学校に介入しており、学校や関係機関と連携して家庭や児童生徒の思いに寄り添いながら支援を実施した。子ども家庭支援課とも協働し、作業療法士・言語聴覚士などの専門的知見からの助言も得ながら、学校や家庭での支援を検討、実施した。 		<ul style="list-style-type: none"> 今後も17小中学校に対してスクールソーシャルワーカー及びスクールカウンセラーの派遣を継続し、その子どもにとっての最善の利益を考えながら支援に努めたい。
3-2-1	拡充	高齢者や障がい者が安心して暮らせる環境整備【再掲】	54	高齢者介護課	高齢者や障がい者が、自立した日常生活を営むことができるよう、地域包括ケアシステムの深化を進め、互助の進展を図ることで、地域共生社会の実現を目指します。	<ul style="list-style-type: none"> 要介護状態の軽減若しくは悪化防止のための訪問型・通所型サービスC(短期集中型訪問サービス)事業の充実。 高齢者の個々のニーズに対応するために生活支援サービス等の事業所指定を行う。 介護サービス従事者の底辺の拡大のため、介護予防・日常生活支援総合事業サービスA(人員、施設の基準が緩和されている介護サービス事業)従事者研修等を実施。 支援が必要な高齢者等を発見したときに地域住民が日常生活や仕事の中でさりげない見守りができるよう見守りネットワーク、見守りシールの交付、認知症サポーター養成講座を継続実施。 	<ul style="list-style-type: none"> 訪問型サービスCは、口腔機能向上のため歯科衛生士の訪問を15回(15人)実施、また、運動機能の維持・向上のため、理学療法士の訪問を3回(3人)実施した。 通所型サービスCは、市内2か所において開始し、3か月間(延24回)、14人(延140人)に対し実施した。 多様なサービスの実施に向けて、事業内容を確認し、生活支援サービス等の事業所指定を行う。 担い手の確保のため、総合事業サービスA従事者研修等を行い、24人が講義を受講した。 見守り連携協定を新たに2団体と締結し、33団体となった。認知症理解の普及啓発のために、9月実施のオレンジキャンペーンでは、認知症とともに笑顔で生きる丹野智文さんの実話に基づく物語「オレンジ・ランブ」の上映会を行った。認知症サポーター養成講座は令和6年度18回実施327人を養成した。 	△	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者の自立した日常生活を支援するために、医療・介護専門職がより専門性を発揮しつつ、地域における元気高齢者を含めた多様な主体による総合事業を充実・推進する。 通所型サービスC(短期集中)実施事業所を3か所以上に増やし高齢者の自立した日常生活を支援する。 介護人材のすそ野を広げるため、サービスAの担い手確保を進めるとともに、多様なニーズに対応したサービスAの事業を推進する。 令和6年度に開催したキャリアフェスティバル参加の介護事業所で中学生の職場実習の受入を行い、介護職に早期から関心を持ってもらう。 認知症になっても安心して暮らせるまちづくりの推進のため、見守り協定や見守りシール、認知症サポーター養成等の取組を進める。
				障がい者支援課		<ul style="list-style-type: none"> 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの推進に向けて、市内の精神障害者社会復帰施設等の関係者と共に連絡会を年2回実施。 	<ul style="list-style-type: none"> 毎年実施していることで、支援者同士顔の見える関係は構築できている。困っていることを補い合える連携について考え、地域の課題の抽出を行えた。 1回目:9/12 市の現状の共有、意見交換・情報交換等を実施。30名参加。 2回目:12/10 地域移行後の支援での課題等意見交換等を実施。27名参加。 		<ul style="list-style-type: none"> 実施を継続。 地域包括ケアシステムの深化を進め、支援者等の関係構築、地域の課題解決の場を提供し、連携を図る。
3-2-1	継続	子育て世代に対する身近な支援	54	子ども家庭支援課	放課後児童クラブなどの子育てと仕事の両立に向けた支援や、ファミリーサポートなどの互助体制の推進、子育て応援手当等の支給による経済的支援、公民館や児童館における集いの場の周知、子どもも参加できるイベント情報等、より広く情報発信をしていきます。	<ul style="list-style-type: none"> 児童クラブ:就労等の事情により保護者等が家庭にいない児童の保護及び健全育成を図った。 協力会員の増員を目指し、より依頼会員が利用しやすい環境を整えた。 	<ul style="list-style-type: none"> 児童クラブ:ニーズ急増の中、社協等と連携し、受入努力を続けている。利用児童数の実績 R4:687人 R5:825人 R6:928人 	△	<ul style="list-style-type: none"> 児童クラブ:施設整備及びスタッフ確保の両面で受入努力を継続 児童館;児童館行事の充実、PRを継続
				生涯学習課		<ul style="list-style-type: none"> 夏休み期間に小学生を対象とした公民館講座(料理・自然体験・将棋・ドローン・工作等)を実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> 各地域公民館において、長期休み期間の小学生向け、親子向けの講座を25回実施した。また年間通して、子どもを対象とした体験講座を開催している。 		<ul style="list-style-type: none"> 各地域公民館において、夏休み期間の小学生向け、親子向けの講座を実施する。

施策番号	取組	施策名	ページ	課名	施策の方向性(共生社会づくり計画記載事項)	令和6年度具体的取り組み	令和6年度の取り組みに対する評価・課題等	達成度	令和7年度の取り組み案
3-2-1	継続	自殺に追い込まれることのない社会の実現(自殺対策)【再掲】	54	健康支援課	関係機関と連携し、こころの健康についての知識の普及啓発・相談体制の充実を図るとともに自殺対策を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・自殺対策推進庁内会議等で関係機関との連携を図る。 ・自殺対策を支える人材の育成のためゲートキーパー研修会の開催。 ・いのちとくらしの相談窓口一覧を作成し関係機関へ配布及び周知。 ・市の広報紙にこころの健康や自殺対策についての記事の掲載。 ・自殺予防週間や自殺対策強化月間の周知、ポスター掲示。 	<ul style="list-style-type: none"> ・10万人当たりの自殺死者数は17.2人(前年比4.2人減)であった。 ・自殺対策推進庁内会議(1回)や健康づくり推進協議会(2回)で自殺対策計画の進捗状況の確認・評価を実施し関係機関と連携を図った。 ・ゲートキーパー研修会を3回実施し、受講者151名(前年比91人減)の育成を行った。 ・いのちとくらしの相談窓口一覧を関係機関へ配布、ホームページへ掲載し周知を行った。 ・9月の自殺予防週間の際に広報紙へゲートキーパーの記事を掲載、ポスター掲示や県と連携し、街頭啓発(ポケットティッシュの配布)を実施した。3月の自殺対策強化月間にも広報紙へ記事を掲載した。 	△	<ul style="list-style-type: none"> ・自殺対策推進庁内会議等で関係機関との連携を図る。 ・自殺対策を支える人材の育成のためゲートキーパー研修会の開催。 ・いのちとくらしの相談窓口一覧を作成し関係機関へ配布及び周知。 ・市の広報紙にこころの健康や自殺対策についての記事の掲載。 ・自殺予防週間や自殺対策強化月間の周知、ポスター掲示。
3-2-1	拡充	情報格差解消のための支援	54	行革デジタル推進課	情報格差の解消に向けて、スマートフォン活用講座の開催等、デジタルツールの利用促進を図ります。また、移動が困難な地域に出向いて必要な行政サービスを提供する等、全ての市民がサービスを受けられる環境づくりを目指します。	<ul style="list-style-type: none"> ・通信事業者や公民館職員等によるスマホ教室を実施。 ・市民が行政サービスを非対面で利用できる環境整備を主眼に置き、あらゆる年代にも認知度が高く、利用しやすいデジタルツールを選択、提供する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・通信事業者や公民館職員等によるスマホ教室を実施した。 ・安曇野市公式LINEから申請できる手続きを増やした。 	○	<ul style="list-style-type: none"> ・安曇野市公式LINEの利用に関する公民館講座を開催予定。 ・あらゆる年代にも認知度が高く、利用しやすいデジタルツールの利用環境を整える。
				生涯学習課	情報格差の解消に向けて、スマートフォン活用講座の開催等、デジタルツールの利用促進を図ります。また、移動が困難な地域に出向いて必要な行政サービスを提供する等、全ての市民がサービスを受けられる環境づくりを目指します。	<ul style="list-style-type: none"> ・各地域公民館講座にて、ICT講座を開催し、デジタルツールの基本的な使い方や活用方法などを実践的に学ぶ場を提供した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者等がデジタル社会に取り残されることがないように、各地域公民館において初心者向けスマホ教室を開催している。 		<ul style="list-style-type: none"> ・各地域公民館講座にて、初心者向けスマホ講座などのICT講座を開催予定。
3-2-2	拡充	見やすく、読みやすく、わかりやすい印刷物の作成	55	人権共生課	ユニバーサルデザインガイドブックに則り、全ての人が見やすく、わかりやすい印刷物(文書、冊子、パンフレット等)を作成していきます。 ・文字サイズやフォントに配慮 ・やさしい日本語の活用 ・必要に応じて「音訳」「ルビ振り」等を使用	<ul style="list-style-type: none"> ・共生社会づくり広報紙「きらり5号」にわかりやすい印刷物にするためのポイントを掲載。 ・12月の人権週間に合わせて開催した「安曇野から考える人権展」において、やさしい日本語やわかりやすい表現等のパネル展示の実施。 ・先進自治体から実際の取り組み等を学ぶ機会として、職員に向けたやさしい日本語研修を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・全戸配布の共生社会づくり広報紙に掲載したことで多くの市民の方には知ってもらえかけとなった。また、ユニバーサルデザインガイドブックの周知にもつながった。 ・職員研修を実施したことで、やさしい日本語の必要性や基本的な知識への理解につながった。(満足度93.1%、理解度100%) 	○	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、より多くの人に配慮した広報物を作成するとともに、広報物の改善や庁内における周知を行う。
				総務課	写真やイラスト、ピクトグラムなどの非言語表現の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・安曇野ふるさと寄附パンフレット(500部)および寄附活用事業報告チラシ(500部)を、ユニバーサルデザインガイドブックに則り作成する。 	UDフォントを活用したデザインとした。		<ul style="list-style-type: none"> ・パンフレット、チラシ、事務てびき等の作成への活用
3-2-2	継続	市の公式ホームページをウェブコンテンツJIS規格等に基づき作成	55	秘書広報課	障がい者や外国籍市民等を始め多くの利用者にとって使いやすい情報を提供します。	<ul style="list-style-type: none"> ・ウェブページ内の表現をやさしくする、分かりやすい画像を貼り付けるなどの工夫を広報委員・職員研修を通じて周知した。 ・図書館係と連携し広報あつみの等の音訳サービスを行った。 ・広報あつみの手話ニュース版・定例記者会見(手話入り)の配信を月に1回行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・アクセシビリティガイドラインを作成し、広報委員会・職員研修でやさしく分かりやすい情報発信方法を周知できた。 ・広報あつみのに掲載する写真の説明や人名のフリガナ等を音訳ボランティアと共有し視覚障がい者への配慮を行った。 ・月に1回、広報あつみの手話ニュース版として市からの注目情報を配信。また、市長定例記者会見・市長新年あいさつへの手話を表示するなど聴覚障がい者への配慮を行った。 	△	<ul style="list-style-type: none"> ・令和6年度に引き続き、わかりやすく見やすい情報発信に取り組む。 ・手話や音訳を効果的に取り入れ障がい者への配慮を行う。
				人権共生課		<ul style="list-style-type: none"> ・市ホームページにおいて、やさしい日本語への表示変換ができるサービスを提供。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市ホームページのやさしい日本語のアクセス件数は7164件と昨年度よりも件数は減っているものの、需要があると見込まれるため、今後も継続したい。 		<ul style="list-style-type: none"> ・担当課を連携を図り、より多くの人が見やすいホームページの在り方を検討する。

施策番号	取組	施策名	ページ	課名	施策の方向性(共生社会づくり計画記載事項)	令和6年度具体的取り組み	令和6年度の取り組みに対する評価・課題等	達成度	令和7年度の取り組み案
3-2-2	継続	全市民対象となる動画やイベント時に字幕等を入れる	55	秘書広報課	全ての人が情報を得られるように、市が配信する動画や講演会等多数の参加者を集めて行うイベント等において、音声以外の情報提供に配慮します。 ・市長記者会見等に字幕等を入れる ・イベントにおける手話通訳者や会場での字幕の表示等	・市長定例記者会見時に手話通訳を入れて配信。 ・広報あづみの手話ニュース版の配信 ・広報あづみのに手話通訳を希望する人への配慮を表示	・市長定例記者会見映像に手話通訳を差し込み、音声以外の情報提供に配慮した。(12回) ・広報あづみの手話ニュース版を配信(12回) ・広報あづみのイベント欄の前に「手話通訳を希望する人は連絡ください」の一文を掲載。	△	・令和6年度に引き続き、音声以外の情報提供に配慮する。
				障がい者支援課		・各部署が行うイベント開催(講演会、説明会等)において、広報等に手話通訳者や要約筆記者を明記し、希望のあった場合、派遣を行う。	部長会議や掲示板において、各部署が行うイベント開催を市民に周知する際、手話通訳者又は要約筆記者の配置希望について広報等に必ず明記することと、障がいに対する理解と積極的な配慮についてお願いした。 ※手話広報等については担当は秘書広報課。		実施を継続。 障がいに対する理解と積極的な配慮について全庁に周知する。
				人権共生課		・10月にユニバーサルデザインに関する職員研修を実施。	・実施後のアンケートで、満足度及び理解度100%となっており、ユニバーサルデザインの視点の重要性、必要性を職員へ伝えることができた。		・引き続き、職員に対しユニバーサルデザインの視点の必要性を学ぶ研修を実施し、イベントにおける手話・要約筆記等の活用を促していく。
3-2-2	拡充	多様なコミュニケーション手段の利用推進	55	行革デジタル推進課	障がいや日本語が十分に理解できない人が、それぞれにあったコミュニケーション手段を利用しやすい環境づくりを推進します。 ・市役所、企業・店舗の窓口で手話や筆談など障がいに応じた対応の推進 ・タブレットや翻訳機等のコミュニケーション支援機器の活用 ・やさしい日本語の普及促進 ・案内表示・掲示物の多言語対応	・人権共生課、障がい者支援課等関係課との情報共有。 ・機器等の利用情報提供、及び、担当課からの活用に関する相談に対応する。	・機器等の利用情報提供、及び、担当課からの活用に関する相談に応じ支援を行った。	△	・人権共生課、障がい者支援課等関係課との情報共有。 ・新しいデジタル技術の情報提供、及び、担当課からの相談に対応する。
				障がい者支援課		・タブレット、翻訳機等や筆談によるコミュニケーション手段の拡大を推進する。	障がい者支援課の窓口では、UDトークの活用などによって聴覚障がい者支援等を行っている。令和6年度当初に、タブレットによる手話通訳システムを活用し、コミュニケーション手段を利用しやすい環境づくりに務めた。タブレット台数:5台(各支所、健康支援センター)		実施を継続。
				財産管理課		・他の自治体の多言語による案内表示を調査し、対応を検討する。	他の自治体の案内表示などのガイドラインを確認している。		・他の自治体の案内表示などのガイドラインを更に確認し、引き続き、案内表示などについて方向性を検討する。
				市民課		・来庁者に合わせた接遇を行い、窓口での手続きが円滑に進むよう、必要に応じてタブレットや翻訳機等支援機器を活用した。	・窓口での手続きが円滑に進むよう、来庁者に合わせた接遇を行うことができた。		来庁者に合わせた接遇を行い、窓口での手続きが円滑に進むよう、必要に応じて外国籍市民相談窓口やタブレット等コミュニケーション支援機器を活用する。
3-2-2	拡充	電子図書等の提供	55	文化課	図書館において、来館が困難な人への貸し出しの方法や、活字資料を読むことが困難な方に対するサービスを提供します。 ・福祉施設等への団体貸出 ・対面朗読や大活字本の充実 ・活字を読むことが困難な方のために作成した広報の提供 ・DAISY 図書等の相互貸借サービス、配達サービスの充実 ・電子図書館の普及	・「安曇野市図書館視覚障害者サービス実施要綱」を一部改正(令和7年4月1日施行) ・福祉施設等への団体貸出 ・DAISY図書の郵送 ・広報「あづみの」のDAISY図書製作及びWeb朗読版の作成 ・図書館内における福祉用品の整備 ・電子図書館の利用促進 ・障がい者専用の電子図書館「アクセシブルライブラリー」の運用開始に伴う利用促進	・要綱の改正により、視覚だけでなく幅広い障がいのある方に利用いただけるようになった。 ・福祉施設等への団体貸出 実績:配本先13施設 ・DAISY図書の郵送 広報「あづみの」の送付:3人 その他DAISY:3人 ・広報「あづみの」のDAISY図書作成及びWeb朗読版の作成 朗読協力者(ボランティア)登録者:19人 ・電子図書館の利用促進 R6年度登録者:897人 ・障がい者(視覚障害)用電子図書館「アクセシブルライブラリー」登録者:4人 ・中央図書館 シルバーカーの購入	△	・バリアフリーサービスの拡充 ・図書館に来館が困難な方への宅配サービス ・字幕付き上映会の実施 ・福祉施設等への団体貸出 ・DAISY図書の郵送 ・広報「あづみの」のDAISY図書製作及びWeb朗読版の作成 ・電子図書館の利用促進 ・障がい者専用の電子図書館「アクセシブルライブラリー」の利用促進

施策番号	取組	施策名	ページ	課名	施策の方向性(共生社会づくり計画記載事項)	令和6年度具体的取り組み	令和6年度の取り組みに対する評価・課題等	達成度	令和7年度の取り組み案
3-2-3	継続	アンケート調査の実施等	56	人権共生課	年1回行われる市民意識調査において、多様性の尊重について市民の意識状況を把握する。	・令和7年2月に市民意識調査を実施。	・多様性の尊重の施策に対する満足度は19.0%となっており、令和5年度に比べ、0.01ポイント上昇している。 ・イベントの実施、広報紙の発行等、継続的に啓発していくことが必要。	○	・引き続き、市民意識調査の中で、市民の多様性に対する意識の把握を行っていく。 ・多様性の尊重についての意識啓発を継続的に行う。
3-2-3	継続	目標値に対する進捗管理	56	人権共生課	施策の推進について、可能な限り目標値を設定し、各担当課に目標に対する達成度や施策の進捗をすることで、進捗状況を把握しながら必要な施策の推進を図り、年に一度目標に対する達成度を公表します。	・各課に進捗状況を確認し、表にまとめた。	・庁内に進捗状況の確認をすることで、担当者に対する意識づけの機会となった。	○	・引き続き進捗管理を行い、必要に応じ、各課と連携を図る。
3-3-1	継続	安全で快適な道路環境の整備	57	建設整備課	全ての人が安心して移動できるよう、安全な道を整備・維持します。 ・道路における歩道の整備 ・視覚障害者用誘導ブロックの整備 ・既設歩道の段差・急こう配の解消	・安全な歩行空間の確保のため、市内4箇所、457mの歩道整備が完了。	改良済みに対する歩道整備率は55.4%となり、令和9年目標の57.0%に向け進捗が図られている。 ・週1回の道路パトロールを実施し、266箇所の道路不具合箇所の補修を行った。	△	歩道整備率の向上を目指し、事業進捗を図るため、必要となる事業用地の確保に努める。 ・道路パトロールを行い、道路に不具合箇所があれば、必要に応じて補修を行う。
				維持管理課		・道路パトロールを行い、道路に不具合箇所があれば、必要に応じて補修を行う。			
3-3-1	継続	公共交通の整備・誘導・支援	57	政策経営課	複数の公共交通機関と連動した地域交通ネットワークを形成し、交通弱者の移動手段を確保します。 ・デマンド交通の充実	・デマンド交通「あづみん・のーと安曇野」の土日祝日通年運行(12/29～1/3を除く)開始。 ・デマンド交通及びび定時定路線バスのキャッシュレス化に着手。 ・市観光アプリの立ち上げ(観光課)に合わせ、アプリ内での経路検索候補にデマンド交通を表示させるAPI連携に着手。	・デマンド交通については、土日祝日の運行開始に伴い利用者が増加(98,047人)。市地域公共交通計画に掲げるKPI(年間利用者数87,000人)を達成した。 ・キャッシュレス化(クレジットカード・交通系IC・電子マネー・QRコード)について、令和7年4月1日からサービスイン。利用者のニーズに対して的確に対応することができた。 ・観光アプリ内での経路検索機能について、令和7年3月12日からサービスイン。MaaS実現に向けた第一弾事業として社会実装することができた。 MaaS:公共交通を含めた、自家用車以外の全ての交通手段による移動を一つのサービスと捉え、シームレスにつなぐ移動の概念、またそれを目的としたサービス。	△	令和7年度は、山岳観光のためのバス(三股線)の実証運行を行い、JR利用者の移動手段(二次交通)確保に向けた検討に着手する。また、全市的な交通ネットワークの在り方について検討し、デマンド交通の改善に加え、デマンド交通以外の交通モードの導入可否について研究する。
3-3-1	継続	サインガイドラインに基づく案内表示板整備	57	都市計画課	公共施設や観光施設への誘導性を向上させることを主な目的として、サインガイドラインに基づいた案内表示板(サイン)などの整備を実施していきます。	・当該年度は特になし	・当該年度は特になし (他の案内表示板の改修があった場合、ガイドラインを案内し、整備を進める)	△	・三郷東部認定こども園の改築は、同定サインの整備と併せて令和7年5月28日にしゅん工予定。(こども園幼稚園課予算) ・全体的な啓発と共に、具体的な事例(施設内のサイン等)についても、より分かりやすいサインとするよう改善を促していく。
				人権共生課		・ユニバーサルデザインガイドブックの建物のユニバーサルデザインにおいて活動空間のユニバーサルデザインとして施設内のゾーニング、道路や案内板等のサイン等を載せ、担当課を含む各課へ配布した。 ・職員に対しユニバーサルデザインの研修を実施した。	・職員全体のユニバーサルデザインの考え方を共有するためのツールとして、ユニバーサルデザインガイドブックを活用できた。また研修により、ユニバーサルデザインの視点の重要性、必要性を職員へ伝えることができた。今後とも職員への啓発を進めていくことが必要。		

施策番号	取組	施策名	ページ	課名	施策の方向性(共生社会づくり計画記載事項)	令和6年度具体的取り組み	令和6年度の取り組みに対する評価・課題等	達成度	令和7年度の取り組み案
3-3-2	継続	ユニバーサルデザインのまちづくり	58	都市計画課	道路や公園など不特定多数の人々が利用する都市施設の整備には、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れ、誰もが安心して使えるよう工夫を施すとともに、既存施設のバリアフリー化も推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・堀金中央公園において、高齢者や障がい者、子ども連れが安全・安心にトイレを利用できるようバリアフリー化工事を行いトイレの多機能化を図った。 ・豊科南部総合公園において、障がいの有無に関係なく誰もが利用できるインクルーシブ遊具設置工事を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・堀金中央公園トイレバリアフリー化工事について、令和6年7月8日に工事契約を行い令和7年1月14日にしゅん工した。 ・豊科南部総合公園インクルーシブ遊具設置工事について、令和6年10月21日に工事契約を行い令和7年3月14日にしゅん工した。 	△	<ul style="list-style-type: none"> ・下長尾公園において、高齢者や障がい者、子ども連れが安全・安心にトイレを利用できるようバリアフリー化工事を行いトイレの多機能化を図る。 ・室山アグリパークにおいて、高齢者や障がい者、子ども連れが安全・安心にトイレを利用できるようバリアフリー化工事を行いトイレの多機能化を図る。 ・下長尾公園において、令和8年度に計画している園路バリアフリー化工事の実施設計業務委託を行う。
3-3-2	新規(早期)	公共施設等の整備におけるユニバーサルデザイン	58	財産管理課		<ul style="list-style-type: none"> ・基準に沿った施設整備に努めるため、月1回程度開催している係会議の中で情報共有を図り意識向上に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・係会議の中で情報共有し意識向上が図れた。 ・引き続き情報共有に努める。 	○	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、基準に沿った施設整備に努めるため、月1回程度開催している係会議の中で情報共有を図り、意識向上に努める。
				人権共生課	公共施設等の整備において、ガイドブック等により担当者のユニバーサルデザインへの意識向上を図り、全ての人が使いやすい施設の整備を目指します。	<ul style="list-style-type: none"> ・ユニバーサルデザインガイドブックの建物のユニバーサルデザインにおいて活動空間のユニバーサルデザインとして施設内のゾーニング、道路や案内板等のサイン等を載せ、担当課を含む各課へ配布した。 ・職員に対しユニバーサルデザインの研修を実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・職員全体のユニバーサルデザインの考え方を共有するためのツールとして、ユニバーサルデザインガイドブックを活用できた。また、ユニバーサルデザインの視点の重要性、必要性を職員へ伝えることができた。今後とも職員のユニバーサルデザインへの意識向上を図る取組が必要。 		<ul style="list-style-type: none"> ・担当課のユニバーサルデザインへの意識向上を図るため、職員研修を実施する(7月予定)。
3-3-2	新規(早期)	ユニバーサルデザインチェックの実施	58	財産管理課	公共施設の改修時等に、その建築物がユニバーサルデザインの考え方に適合しているかなどを確認することにより、検討、評価、改善を切れ目なく実行し、好循環(スパイラルアップ)を生み出します。	<ul style="list-style-type: none"> ・改修の設計段階でユニバーサルデザインの基準に可能な限り適合するよう設計者に指示、成果品で関係部署と確認し、施工後に評価、改善があれば他の公共施設へ反映させる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・可能な限り基準に適合していることを設計段階で確認し、発注・施工を進めている。施工図を回覧、係員のチェックを受けたうえで、施工管理を進め、しゅん工、評価を行い改善点があれば他の公共施設へ反映させる。 	△	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の改修時には、設計段階で可能な限りユニバーサルデザインの基準及び市のユニバーサルデザインガイドブックに適合しているかを関係部署と確認し、施工後に評価、改善があれば他の公共施設へ反映させる。
				人権共生課		<ul style="list-style-type: none"> ・職員に対しユニバーサルデザインの研修を実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・研修を実施することで、ユニバーサルデザインの視点の重要性、必要性を職員へ伝えることができた。また、身近な具体例から改善点等を考えるきっかけづくりとすることができた。 		<ul style="list-style-type: none"> ・担当課のユニバーサルデザインへの意識向上を図るため、職員研修を実施する(7月予定)。
3-3-2	新規(早期)	イベント等におけるユニバーサルデザイン	58	人権共生課	スポーツ、音楽、芸術、観光のイベント等において、全ての人々が参加しやすいように、移手段、会場設営、運営面等での配慮に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・イベントのユニバーサルデザインについて、共生社会づくり広報紙「きらり6号」に掲載した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・前年度作成したユニバーサルデザインガイドブックにイベント等におけるユニバーサルデザインについて掲載できなかったため、全戸配布の共生社会づくり広報紙に掲載できたことは良かった。今後、より具体的な内容を検討していく必要がある。 	×	<ul style="list-style-type: none"> ・共生フェスタにて、イベントのユニバーサルデザインの視点を取り入れて、検証する。
3-3-3	継続	災害時の避難行動要支援者対策の充実	58	危機管理課	災害時において、配慮を要する方の迅速な避難につなげるため、避難行動要支援者名簿を整備し、関係機関と共有を図るとともに、地域の実情に合わせた避難支援体制づくりを支援します。また、避難行動要支援者等が、安心して避難できるように宿泊施設などの民間施設を活用した避難場所の確保を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き協定の主旨に賛同いただける施設の確保に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・江戸川区立穂高荘と新たに協定を締結し、計7施設となった。 	△	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き協定の主旨に賛同いただける施設との協定締結に努める。
				福祉課		<ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者名簿を作成し、地域への情報提供に同意いただいた方については関係機関と情報共有する(関係機関:区、民生児童委員、市社会福祉協議会、豊科消防署、安曇野警察署)。 ・新規名簿掲載対象者等へ通知を送付し、同意書の提出について案内する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者名簿を地域に提供することにより、「災害時住民支え合いマップ」等の地域における避難体制の整備につながったと考える。 ・新規名簿掲載対象者等(約3,200人)へ、1月に通知を送付し、同意書の提出を案内した。 ・名簿掲載同意者数:9,614人(令和6年度末時点) 		<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、地域へ名簿を提供するとともに、同意者の増加に向けたわかりやすい通知の作成に努める。

施策番号	取組	施策名	ページ	課名	施策の方向性(共生社会づくり計画記載事項)	令和6年度具体的取り組み	令和6年度の取り組みに対する評価・課題等	達成度	令和7年度の取り組み案
3-3-3	継続	既存住宅のユニバーサルデザイン化への支援	58	障がい者支援課	高齢者や障がい者が自宅の段差解消、便器の洋式化、手すりの設置等を行う場合に、工事費の一部を助成します。	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳1～3級を交付されている65歳未満で、前年分の所得税額の合計額が世帯全体で8万円以下の方を対象に63万円を補助限度額として補助。(障害者住宅等整備事業補助) ・下肢、体幹、脳病変による運動機能障がい(3級以上)、内部障がい、難病患者を対象に20万円を給付限度額として、日常生活用具給付・住宅改修費による工事費等の助成。(地域生活支援事業) 	<ul style="list-style-type: none"> 支給決定に基づき給付を行い、日常生活用具給付・住宅改修など必要な支援を行っている。 ・障害者住宅等整備事業補助:3件 ・日常生活用具給付・住宅改修:1件 (R7.3月末時点) 	△	実施を継続。 支給決定に基づき給付を行い、日常生活用具給付・住宅改修など必要な支援を行う。
				高齢者介護課		<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険制度における住宅改修に加え、高齢者にやさしい住宅改良促進事業として、市内に住所を有する65歳以上の方で、所得、介護認定等の一定の要件を満たし、段差解消等の住宅改良工事を実施した場合に費用の一部を補助する。補助金の額は、対象工事に要する費用に100分の90を乗じて得た額(千円未満切捨て)とし、63万円を限度とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険制度の住宅改修の相談を受ける中で、本事業の利用申請を1件受け付けた。10月に補助完了(63万円)となっている。 		
3-3-3	新規(早期)	ユニバーサルツーリズムの推進	58	観光課	全ての人が安心して楽しめる旅行を目指し、ユニバーサルツーリズムを推進していきます。	<ul style="list-style-type: none"> ・第2次安曇野市観光振興ビジョンで強化する取組として位置付ける「施設整備の促進・補助」や「ユニバーサルツーリズム対応施設の情報発信」に計画的に取組み多様な旅行ニーズへの対応整備を図った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・全ての人に安曇野の魅力を楽しんでいただけるよう、補助器具を導入した。導入台数 専用車椅子1台 ジンリキ引手1対2本 	△	<ul style="list-style-type: none"> ・県の「信州ユニバーサルツーリズム」事業と連携を図り、補助器具の導入や利活用について周知を図っていく。

数値目標一覧

(数値目標一覧は、第3章 計画の内容より抜粋)

指標項目	課名	当初	現状値	令和9年目標値	備考
男女共同参画・多様な性を尊重するまちづくり「男女共同参画」の重要度が「重要である」又は「やや重要である」の割合(市民意識調査)	政策経営課	72.0%	62.1% (令和6年度調査)	80%	
「性別に関わらず、能力が発揮できる地域である」と感じている人の割合(市民意識調査)	政策経営課	14.6%	14.5% (令和6年度調査)	25%	
市の管理職に占める女性の割合	職員課	部長9.1%	部長職16.7% (令和7年4月1日)	部長職14%	市長行動宣言27%(令和10年4月1日まで)
市の管理職に占める女性の割合	職員課	課長13.3%	課長職21.1% (令和7年4月1日)	課長職22%	市長行動宣言31%(令和10年4月1日まで)
審議会・委員会等における女性委員の割合	行革デジタル推進課	22.0%	26.2% (令和6年4月1日)	40%	
安曇野市防災会議の女性割合	危機管理課	18.4%	21.0%	30%	
出産・子育てがしやすいまちと思う市民の割合(市民意識調査)	政策経営課	38.5%	31.7% (令和6年度調査)	40%	
6年生まで受け入れる児童クラブ数	子ども家庭支援課	2	8 (令和7年4月1日)	9	
市男性職員の1か月以上の育児休業取得率	職員課	20%	82.4% (令和6年度)	30%	市長行動宣言85%(令和6年度)
介護・介助を主な理由とした離職・転職者率(高齢者介護課で実施するアンケート調査)	高齢者介護課	11.30%	9% (令和5年度)	現状値より減少	
相談窓口があることを知っている人の割合(男女共同参画・多文化共生に関するアンケート調査)	人権共生課	63.9%	—	80%	令和8年度に実施予定
「メッセージのやりとりをチェックしたり、付き合いを制限する」等が精神的DVだと認識している市民の割合(男女共同参画・多文化共生に関するアンケート調査)	人権共生課	—	—	70%	令和8年度に実施予定
子宮がん検診受診率	健康支援課	29.8%	33.3%	35%	

乳がん検診受診率	健康支援課	31.8%	38.0%	35%	
10万人当たりの自殺死亡者数	健康推進課	18.0人 (R2年)	17.2人 (令和6年度)	13.9人以下	
性的マイノリティという言葉の認知度(男女共同参画・多文化共生に関するアンケート調査)	人権共生課	—	—	90%以上	
性的マイノリティへの人権施策等の必要性(市民意識調査)	政策経営課	—	48.3% (令和6年度調査)	90%以上	
ふだんの生活で「差別」で困っている人の割合(外国籍市民の生活実態に関するアンケート調査)	人権共生課	8.6%	—	5%以下	
安曇野市での生活の満足度(外国籍市民の生活実態に関するアンケート調査)	人権共生課	90.5%	—	現状値より増加	
日本語教室の開催回数	生涯学習課	112回	186回	120回以上	・地域の日本語教室170回 ・オンラインモデル日本語教室16回
日本語教室ののべ参加者数	生涯学習課	366人	1,320人	500人以上	・地域の日本語教室1,206人 ・オンラインモデル日本語教室114人
市外国語HPの年間アクセス件数	人権共生課	42回	6,112回	200回以上	
外国籍市民相談窓口の認知度(外国籍市民の生活実態に関するアンケート調査)	人権共生課	31.1%	—	80%以上	令和8年度に実施予定
外国籍市民の年金加入率(外国籍市民の生活実態に関するアンケート調査)	人権共生課	83.6%	—	現状値より増加	令和8年度に実施予定
外国籍市民の保険の加入率(外国籍市民の生活実態に関するアンケート調査)	人権共生課	90.8%	—	現状値より増加	令和8年度に実施予定
これからも、安曇野市に住み続けたいと思う外国籍市民の割合(外国籍市民の生活実態に関するアンケート調査)	人権共生課	91.5%	—	現状値より増加	令和8年度に実施予定
地域での「やさしい日本語」「多文化共生」に関する出前講座と市職員研修の実施回数	人権共生課	2回	5回	5回以上	

外国籍市民等を講座や学習会の講師等として依頼し、開催した回数	人権共生課	1講座	3講座	5講座	
「多様性の尊重」の重要度が「重要である」又は「やや重要である」の割合(市民意識調査)	政策経営課	71.3%	62.5% (令和6年度調査)	80%以上	
「多様性の尊重」や「ユニバーサルデザイン」に関するイベントや講演会、教室等の年間実施回数	人権共生課	2回	11回	5回以上	共生社会づくりフォーラム、人権のつどい、職員研修2回、出前講座7回
「多様性の尊重」の満足度が「満足している」又は「まあ満足している」の割合(市民意識調査)	人権共生課	17.6%	19.0% (令和6年度調査)	20%以上	
ユニバーサルデザインガイドブックの作成及び普及	人権共生課	—	ガイドブック 約1750部 パンフレット 約30部	配布 500部	
デマンド交通利用者数	政策経営課	78,975人	98,047人	84,000人	
5.5 m以上の改良済み路線に対する歩道整備率	建設整備課	55.7%	55.7%	57.0%	
地区防災訓練の実施率	危機管理課	38%	21.0%	75%以上	

安曇野市多様性を尊重し合う共生社会づくり計画達成度(令和6年度)

男女共同参画・性の多様性の尊重 多文化共生(計80施策)			ユニバーサルデザイン(計34施策)		
当初値	現状値	令和8年度目標値	当初値	現状値	令和8年度目標値
84%	97.5%	90%	74%	91.4%	90%

記号	評価区分	施策数	割合
○	達成(目標値に対する達成度合いが100%以上の場合を基本とする。)	55	47.8%
△	概ね達成(目標値に対する達成度合いが80%以上100%未満の場合を基本とする。)	56	48.7%
×	未達成(目標値に対する達成度合いが80%未満の場合を基本とする。)	4	3.5%
		115	100%

数値目標達成度(計35)		
当初値	現状値	令和8年度目標値
0%	31.4%	100%